

かごしま子ども未来プラン2025(素案)に対する御意見と鹿児島県の考え方について

「かごしま子ども未来プラン2025」の策定に当たり、県民の皆様の御意見を募集しました。その結果及び御意見と鹿児島県の考え方についてまとめましたのでお知らせします。

1. 募集期間

令和6年12月27日(金曜日)から令和7年1月27日(月曜日)

2. 提出された御意見等の件数

33人の方・団体からのべ138件の御意見をいただき、類似のものについては、これらを整理し、内容により、かごしま子ども未来プラン2025に反映又は今後の施策の参考といたします。

No.	御意見等の概要	県の考え方
第2章関連		
1	高校が全国より不登校が多い理由は交通手段が限られているため、入学してからの経済格差も影響しているものと思われる等の分析がほしい。通信制高校への入学希望が増えているのも貧困が原因である可能性が高い。バスの減便等も不登校に大きく影響している等の分析も入れてほしい。	不登校の要因等の分析について、県教委では、文部科学省が例年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、「不登校児童生徒について把握した事実」として、不登校の児童生徒及び保護者等から学校に相談があった内容などを基に、不登校児童生徒数が増加している背景や、不登校の要因の分析などを行っているところです。
2	子どもの状況についてのトップに学習状況がくることに違和感を感じる。まずは子どもの幸福度を知りたい。自ら命を断つことがなくなることを願う。	第2章「計画策定の背景」については、子どもや子育ての当事者の置かれた状況を把握するための統計や資料であり、その掲載順についてはこれまでのプランとの対比のしやすさ等を考慮したものとなっております。
3	子どもの状況で深刻なのは、ゲームやYouTubeに使っている時間である。1人でも手軽に楽しめるので、外で友だちと遊ぶことがどんどん減るのはと心配である。	県教委では児童生徒や保護者を対象に「インターネット利用等に関する調査」を実施し、結果と併せて、教育委員会や学校、保護者が必要な取組について、ホームページに公表しております。 また、県政出前セミナーにおいて、子供のインターネット利用について、希望した保護者やPTAを対象にした講座を実施し、「家庭内ルールの設定」や「フィルタリング」の重要性について啓発を行っております。 今後も学校への情報提供や家庭に向けた啓発に努めてまいります。
4	子ども・若者の意見を聞いて、子どもたちが自主運営できるような居場所ができると画期的だと思う。たとえば、どこかの公園をプレイパークにするとか、どこかの福祉館を子ども・若者が利用しやすい形に変えるとか。今あるものを活用して一歩進めてほしい。	子ども・若者の意見の政策反映については、子ども・若者の意見を聴き政策に反映することについて実践していくための留意点等が掲載された国のガイドラインを県庁内の各部局や市町村に情報提供・共有したところです。 今後とも、子ども・子育て担当課以外の子ども・若者が当事者になり得る部署への情報提供に努めてまいります。
5	課題として「少子化」を挙げているが、こども家庭庁の進める「少子化対策」には「出生率改善」との関係が見いだせないとの国会答弁（質問主意書）が同庁より成されている。県として、少子化の改善を目標にこれら施策を為す場合には、EBPMの観点から、県独自に施策が出生率改善につながることを示す必要があると考えるので、根拠となる情報を示されてはいかがか。	少子化の背景には、未婚化・晩婚化、妊娠出産期や子育て期の孤立感や負担感、子育てに関する費用負担、仕事と家庭の両立の難しさ等の様々な課題があることから、本県の実情に応じた子ども・子育て施策を総合的に推進するため、現状を示すデータや、施策の数値目標などを示すとともに、計画に基づく各年度の施策の実施状況等の点検、評価を行うこととしております。
第4章関連		
1	基本理念（目標）にまず結婚・妊娠・出産ありきなのに違和感。子どもは権利の主体である、を全面に出して欲しい。子どもたちが生きにくい現状があり、それを見ていると子どもを産みたくない、育てたくないと思う。	「子ども・若者が権利の主体」ということについては、県としては重要事項の一つであると考え、今回新たに基本目標に盛り込んでいます。 基本理念、基本目標については、本プランの上位計画である「かごしま未来創造ビジョン」やこども大綱の目指す「こどもまんなか社会」の考え方を念頭に、学識経験者、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業の従事者等で構成される「県子ども・子育て支援会議」の議論を経て決定したところです。 県としては、この基本理念、基本目標のもと、本プランに盛り込む様々な子ども・子育て関連施策を推進してまいりたいと考えています。
2	基本理念のサブタイトルを基本理念に掲げてほしい。	「子ども・若者が権利の主体」ということについては、県としては重要事項の一つであると考え、今回新たに基本目標に盛り込んでいます。 基本理念、基本目標については、本プランの上位計画である「かごしま未来創造ビジョン」やこども大綱の目指す「こどもまんなか社会」の考え方を念頭に、学識経験者、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業の従事者等で構成される「県子ども・子育て支援会議」の議論を経て決定したところです。 県としては、この基本理念、基本目標のもと、本プランに盛り込む様々な子ども・子育て関連施策を推進してまいりたいと考えています。
3	現在の若者が結婚しない理由は、経済的・一人である方が楽・家庭と仕事の両立が困難等であるため婚活より所得を上げる子育てしやすい社会にすることを優先すべき。	基本理念、基本目標については、本プランの上位計画である「かごしま未来創造ビジョン」やこども大綱の目指す「こどもまんなか社会」の考え方を念頭に、学識経験者、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業の従事者等で構成される「県子ども・子育て支援会議」の議論を経て決定したところです。 県としては、この基本理念、基本目標のもと、本プランに盛り込む様々な子ども・子育て関連施策を推進してまいりたいと考えています。

No.	御意見等の概要	県の考え方
4	こども大綱で「こどもまんなか社会」を実現し、全てのこども・若者がウェルビーイングの向上を図っていくことを目指している。提案されている基本理念・目標は大切なことだとは思いますが、「こどもまんなか」ではなく、結婚・妊娠・出産・子育てが中心になっているように感じる。こども大綱に添い、こどもをもっと中心にした基本理念・基本目標を立ててほしい。	基本理念、基本目標については、本プランの上位計画である「かごしま未来創造ビジョン」やこども大綱の目指す「こどもまんなか社会」の考え方を念頭に、学識経験者、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業の従事者等で構成される「県子ども・子育て支援会議」の議論を経て決定したところです。 県としては、この基本理念、基本目標のもと、本プランに盛り込む様々な子ども・子育て関連施策を推進してまいりたいと考えています。
5	「こどもまんなか社会」の実現を目指し、まずはこどもたちが心身共に健やかに幼少期を過ごせる社会づくりが大切だと思う。順番を③④①②⑤に変更し、こどものことを中心にした施策を行ってほしい。こどもたちの声をぜひ県政にも取り入れてほしい。	本プランについては、上位計画である「かごしま未来創造ビジョン」やこども大綱の目指す「こどもまんなか社会」の考え方を念頭に、学識経験者、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業の従事者等で構成される「県子ども・子育て支援会議」における議論を経て、基本理念、基本目標を決定した上で、施策の方向、基本施策、具体的施策等の構成を考えたところです。 県としては、「県子ども・子育て支援会議」で了承いただいた現在の構成に基づき、本プランに盛り込む様々な子ども・子育て関連施策を推進してまいりたいと考えています。
6	県民との協働・市町村との連携がとても大切だと思う。官民一体となって、「こどもまんなか社会」を実現してほしい。	いただいた御意見を踏まえ、「第4章 計画の基本理念と推進体制」の「3 推進体制」に記載した「県民との協働」、「市町村との連携」に留意しながら、各種施策を推進してまいります。
7	本活動は多くの民間団体との連携・協働あって成り立つものと思う。自治体の責務として「連携する団体について、広くその情報収集に努め、適格性を慎重に判断する」としてはいかがか？世上には多様な民間団体があり、中には必ずしも連携することが適当でない団体があることも想定される。例えば、当然行われるであろう行政での審査に加え、事前に情報提供を呼び掛けたり、保護者団体や地域団体等の他分野の団体の意見を聞いたりすることなどが考えられる。また、一定期間ごとに関わる団体が交代するように規定することも考えられる。本計画での取組とも関連する若年被害女性支援モデル事業では、携わった民間団体の活動について東京都において住民監査請求が認容され、更に複数の住民訴訟が提起されるなど混乱が起きている。このような混乱は何よりも被支援者のためにならず、行政の事前の配慮が必要である。	御意見の内容につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。
8	各年度の点検、評価の内容を公表すると明記されることは素晴らしい。個々の活動に市民が目配りできるよう、事務事業評価として公表されることを望む。	計画に基づく各年度の施策の実施状況等の点検、評価については、学識経験者、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業の従事者等で構成される「県子ども・子育て支援会議」の意見を踏まえながら、その結果を公表することとしております。
第5章関連		
1	増え続ける不登校児の対応や子ども食堂の拡大等については、子どもの居場所づくりの面からも今後も実施団体に対する強力な後押しをしてほしい。	いただいた御意見については、「第5章4-(8)-①不登校・引きこもり等の子ども・若者への支援」、「第5章4-(5)-①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」に記載しています。 不登校やひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者のための総合相談窓口として、かごしま子ども・若者総合相談センター及びひきこもり地域支援センターを運営するとともに、子ども・若者支援地域協議会の開催等により、関係機関・民間団体が連携・協力した取組を進めるように支援しています。 また、県内各地域における子ども・若者への相談支援体制の拡充を図るため、子ども・若者への相談対応や居場所の運営に取り組むNPO等の民間団体の活動に要する経費を助成するとともに、かごしま子ども・若者総合相談センターや他の相談機関等との連携体制の構築を支援するための研修会を実施しています。 子ども食堂への支援については、子ども食堂のさらなる普及促進を図るために、子ども食堂の新規開設のきっかけづくりのためのアドバイザー派遣や新規開設に要する経費の助成、子ども食堂と応援企業等のマッチング事業による活動支援を行っています。 また、子ども食堂、支援企業・団体、社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりの支援や、食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点整備を支援しています。 子どもの居場所づくりを推進するため、学識経験者や教育・福祉の関係機関等による協議会を設置し、子どもの居場所づくりに関する情報交換や意見交換等を行うとともに、今年度実施している「こどもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、フリースクール等に関する支援の在り方について検討します。
2	保育士の人材確保については引き続き基本施策の中に位置付けていただきありがたい。今後も実効性のある取り組みを期待したい。	いただいた御意見については、「2 安心して子育てができる社会づくり」「(3) 保育士等の人材確保」「①保育士等の人材確保」に記載しています。 保育士の人材確保については、保育士修学資金等の貸付や保育士・保育所支援センターにおける潜在保育士への就職支援、保育人材支援等市町村交付金による市町村における取組支援などに取り組んでまいります。

No.	御意見等の概要	県の考え方
3	不登校といった背景があり、社会にうまく馴染むことが難しい子どもたちの就職・就労支援を支える場・居場所づくりなどを一文でもいいから紹介してほしい。	いただいた御意見の趣旨を踏まえ、「第5章4－(8)－①不登校・引きこもり等の子ども・若者への支援」の具体的施策「職業的自立に向けた就労支援」に、「地域若者サポートステーションにおいて、学校卒業若しくは中途退学又は離職後、一定期間無業の状態にある者や働くことに悩みを抱えている者の職業的自立を支援」という文言（下線部分）を追記しました。 地域若者サポートステーションでは、働くことについて様々な悩みを抱えている15歳以上の若者の皆さんが就労に向かえるように支援しています。 子どもの居場所づくりについては、「第5章4－(5)－①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりに記載しています。
4	子ども・妊婦の健康・保健に関連する箇所には、子ども・妊婦への受動喫煙の危害について触れられているが、子ども・妊婦のいる場所（特に家庭内など、また利用施設や屋外でも）での喫煙・タバコ（受動喫煙）は止めるべきとの周知徹底と施策・規制がより一層必要である。（子どもたちの受動喫煙防止は本計画・プランのための基本要件である。） (1)子ども（胎児を含め）のいる場所や傍での喫煙（加熱式タバコを含め）は、成長過程にある子どもの心身の健康を傷つけ・触み、成人後にも及ぶ多大の影響を与えている（既に多くのエビデンスの集積がある）。 (2)子どもたち（の多く）はそれらの害に思い及ばず、自らの意思で避けることができ難い。子どもの半数前後の家庭で、同居家族に喫煙者がおり、その多くは直接子どもへの受動喫煙を避けるようには配慮しているのかもしれないが、家庭内の受動喫煙は避けがたいし、外で吸ったとしても、家に戻れば呼出煙が出て、害を及ぼす。 (3)都道府県や市の受動喫煙防止条例では以下のような規定を設けている例がいくつかあるが、まだ少数のようで、貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また別途同様の条例制定で、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いする。 (4)子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」（2/3助成）の予算化を、県と市町村でご検討をいただいてはどうか。	喫煙が健康に与える影響については、引き続き、普及啓発に取り組んでまいります。 禁煙指導・支援の充実を図るため、禁煙外来医療機関、禁煙サポート薬局による禁煙希望者の支援を促進するとともに、禁煙治療を行う医療機関等に関する情報の県民への周知に努めます。 妊娠中の喫煙や受動喫煙の問題など、市町村と連携し、妊婦への保健指導や若い世代への正しい知識の普及啓発に取り組んでまいります。
5	県立短大を4年生大学にする。受験生の志望度向上：短大は近年、全国的に進学希望者が減少傾向にある。一方、四年制大学への進学希望者は依然として多く、四年制大学への移行により、進学者数の増加が期待できる。県外流出の防止：県内に四年制大学が増えることで、県外の大学に進学する学生（特に女性）を地元に残め、地域の活性化にもつながる。	県立短期大学については、これまでも入学者の9割以上が県内出身者であり、卒業生の就職先の概ね8割が県内であるなど、公立の短期大学として地域の教育ニーズに応え、若年者の県内定着に極めて高い貢献をしていると考えております。 また、今後更なる若年者の人口減少が見込まれる中、県立短期大学を四年制化した場合には、他県の公立の四年制大学の状況等を踏まえると、入学者の県内出身者の割合や卒業生の県内就職の割合が低下し、若年者の県内定着にマイナスの影響が生じることが懸念されます。 このことから、設置者である県としては、今後とも将来の鹿児島を支える人材育成の場として、更に魅力ある県立短期大学を目指すこととしており、県立短期大学の四年制化については、現時点では考えておらず、大学においても同様の認識であると承知をしております。
6	かごしまこども食堂・地域食堂ネットワークは機能していないと思われる。食材提供もメニューに必要な材料は揃わない。活動が不明瞭。各こども食堂へ直接の支援方法を検討してほしい。	かごしまこども食堂・地域食堂ネットワークは、ホームページによると、県内の様々なこども食堂・地域食堂が、それぞれの地域性や主体性を尊重しながら緩やかにつながっているネットワークとなっており、任意団体となっています。 県は、子ども食堂、支援企業・団体、社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりの支援や、食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点整備を支援しています。県が支援している地域ネットワークづくりは、鹿児島県内の各地域で実施されているものであり、かごしまこども食堂・地域食堂ネットワークとは別のものです。 また、県としては、子ども食堂のさらなる普及促進を図るために、子ども食堂の新規開設のきっかけづくりのためのアドバイザー派遣や新規開設に要する経費の助成、子ども食堂と応援企業等のマッチング事業による活動支援を行っています。
7	こどもの居場所に空き家等を活用して、小学校単位で、学生が自由に利用できる自習室（サテライト図書館）を開設してほしい。可能であれば、学習支援補助（学生バイト、シニアボランティア）も行ってほしい。	子どもの居場所づくりについては、「第5章4－(5)－①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」に、また、生活困窮者世帯等の子どもに対する学習支援については、「第5章4－(4)－キ 地域における学習支援等」に記載しています。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
8	幼児教育・保育の無償化 所得制限なく、保育料は、1人目から無償 課税世帯の支援無くして、こどもは増えない。 一生懸命は働いて、税金を払っているのが、不条理に感じられる。	国においては、3歳未満児の更なる支援について、幼児教育無償化の例等を幅広く研究しつつ、幼児教育の在り方について、安定財源の確保と併せて、検討するとしています。 全国知事会において、就労や障害の有無、所得等に関係なく、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化の早期実現について、国に対し要望を行っているところであり、動向を注視してまいります。

No.	御意見等の概要	県の考え方
9	こどもの居場所づくりに、廃校等を活用して室内遊び場を、中学校単位で作ってほしい。冬は寒く、夏は温暖化で外で遊ぶ機会が減っている。	いただいた御意見については、「4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり」「(5)子どもの居場所づくり」「①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」において、「新たな子ども・子育て支援施策への支援」として「推奨事業や創意工夫等による新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村への支援」を追記しました。 子どもの居場所づくりについて、「第5章4－(5)－①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」に記載しています。 県内各地域における子ども・若者への相談支援体制の拡充を図るため、子ども・若者への相談対応や居場所の運営に取り組むNPO等の民間団体の活動に要する経費の助成等を行っています。 対象となる民間団体には、地方の空き家等を活用して、学習支援や体験活動、子ども食堂や相談支援を実施している団体が複数含まれています。 市町村立学校の廃校等跡地につきましては、市町村において、各地域のニーズ等に応じた様々な形態、用途での活用に取り組んでいるところです。
10	奨学金返済による生活設計への影響が未婚化や少子化の一因になっているが、負担軽減については対応がされていない。晩婚化になっている理由も経済的な支援がない。独身課税などすればさらに悪化する。	いただいた御意見については、「2 安心して子育てができる社会づくり」「(4)子育て世代の経済的負担の軽減」「①子育てや教育に関する経済的負担の軽減」、「4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり」「(4)医療・食・教育で格差のない社会づくり」「①教育の支援」及び「④経済的支援」の具体的施策「高校生・大学生等に対する奨学金の貸与」の中で奨学金について記載しています。 今後も奨学金事業の実施により、経済的負担の軽減に努めてまいります。
11	「学校における働き方改革を推進します。」とまとめているが、教職員の長時間労働は「教員採用試験の受験倍率の低下」(全国最下位)の原因にもなっていることから、「推進し、長時間労働は早急に改善をはからなければならない。」と修文する必要がある。	学校における働き方改革は、教員のこれまでの働き方を見直し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として進めております。 御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
12	インクルーシブ教育について 《現状と課題》に「障害の有無にかかわらず、すべての子どもが連続性のある多様な学びの場で、可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムの推進を図る必要があります」とあることから、《施策目標》の高等学校における特別支援教育の推進として「特別支援教育支援員の配置」等具体的施策を入れるべきだと考える。	いただいた御意見を参考に、「第5章3－(3)－①特別支援教育の充実等」の具体的施策「高等学校における特別支援教育の推進」で「特別支援教育支援員」の配置について追記しました。 高等学校における「特別支援教育支援員」の配置については、特別な支援が必要な生徒の在籍状況及び必要な支援の内容を把握する調査を行い、配置校を決定しているところであり、今後も適正配置に努めてまいります。
13	第三子以降の保育料の軽減について 年の離れた第三子の出産を控えている。上の子どもたちと歳が離れての第三子と考えた理由としては、7歳・4歳になり子育てに少し余裕を持てきたため夫と話し合い、妊娠した。長男が小学校に入学してから校納金や学童の利用料などで出費は増えている。第三子出産後、保育園に入所する時にはすでに第二子は小学校へ入学しておりさらに出費が増えることになる。加えて第三子が保育園に入所した際は第一子としてカウントされるため保育料がかなりかかってしまうことに不安を感じている。保育所に入所している児を第一子とカウントせず年齢問わず第三子もしくは扶養している第三子などとしてカウントし経済的なご支援をいただきたい。非課税世帯やひとり親世帯への支援は充実しているように思えるが、共働き世帯への支援は薄く、働き損ではないかと思うことも多々ある。どうかこの声が届き鹿児島市でよりよい子育てをしていけるよう、尽力いただきたい。	いただいた御意見の趣旨を踏まえ、「2 安心して子育てができる社会づくり」「(2)地域における子育ての支援」「②保育サービスの充実」の「ウ 子育て家庭の経済的負担の軽減」に「新たな子ども・子育て支援施策への支援」として記載しています。 令和6年度新たに、保育料軽減など地域の実情に応じた新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村を支援する交付金を創設したところであり、既に、この交付金を活用し、3歳児未満の保育料を完全無償化した県内の自治体も出てきています。 第三子以降の保育料の軽減について、国では御意見のような制度になっていることもあり、県としては、保育の完全無償化の早期実現について、全国知事会等を通じて国に要望してきております。また、県では、この国の軽減制度を拡充する独自の第三子以降の保育料を軽減する制度を設けておりますが、国と異なり満18歳未満の児童から第一子としてカウントしています。
14	「学校における働き方改革を推進します。」とあるが、もっと具体的に何をするか明記するべき。	教員の働き方改革については「3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「(1)知・徳・体の調和のとれた教育の推進」「③いじめ問題等への対応」のイの具体的施策として「少人数指導、小学校における教科担任制の推進や、教職員定数等の確保、教員業務支援員やスクールロイヤーの活用などの支援スタッフの拡充、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」について記載しています。
15	不登校の対応について一覧表にある。県内の公立小中学校の57%に校内教育支援センターが設置されていると報道があったが、そこに対応する大人がいないのではないか。環境整備を早急にすることがあるのではないか。	校内教育支援センターについて、現在、教員や、国の事業又は市町村独自の事業で確保した支援員等が、個のニーズに応じた学習支援や相談への対応を行っています。 県教委においては、国の事業の状況を引き続き注視しながら校内教育支援センターの設置が進むよう市町村教育委員会に促してまいりたいと考えています。
16	保育士の人材確保について、処遇と労働環境の大幅な改善をしなければ確保は難しいと考える。具体的な改善策を書くべきではないか。	いただいた御意見については、「2 安心して子育てができる社会づくり」「(3) 保育士等の人材確保」「③処遇改善を始めとする労働環境への配慮」に記載しています。 質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善を促進するとともに、幼稚園や保育所等が長期間の就業を継続しやすく、働きがいのある職場を構築するための取組を進めてまいります。

No.	御意見等の概要	県の考え方
17	若年層をはじめとした全世代のビジネスケアラー支援を望む。	仕事と介護の両立支援については、県内企業に対し、経済産業省が策定した「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」や、令和7年4月1日から施行される、改正「育児・介護休業法」の介護離職防止のための雇用環境整備等に関する改正内容等について、県の広報誌「労働かごしま」等で周知・啓発を図っています。 また、企業経営者等を対象に長時間労働縮減・休暇取得促進・同一労働同一賃金等に関するセミナーを開催するとともに、介護と仕事の両立支援等の働き方改革に取り組む県内企業を「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定し、県内企業における積極的な取組を促進しています。 これらの取組は、プランの「5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり」「(1)良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進」に記載しています。 なお、国は令和6年6月に、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、ヤングケアラー支援の対象年齢を「こども期（18歳未満）」に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、状況等に応じて40歳未満の者も対象となり得る。」としています。 また、18歳以上のヤングケアラーの支援についても、子ども・若者総合相談センター等を18歳以上のヤングケアラーへの対応を中心的に行う主体とする、ヤングケアラー・コーディネーターを配置するなどが考えられるとしています。 県では、福祉、介護、医療、教育等の関係者向けの研修会、関係機関と支援団体等のつなぎ役となるヤングケアラー・コーディネーターの「かごしま子ども・若者総合相談センター」への配置、ヤングケアラーが気軽に悩みや経験などを共有できる場としてのオンラインサロンの設置・運営を実施し、こども期だけでなく、若者期も対象として、ヤングケアラーを切れ目なく支援する体制を構築しています。
18	多様な体験活動の機会の提供についての意見として、昨今の子ども・若者の引きこもり・不登校の増大する社会的情勢に合わせて、引きこもり・不登校経験者の体験格差是正の取り組みを強く求める。具体的には、引きこもりや不登校で本来義務教育時に体験可能であった課外活動や体験を行政が年齢制限を設けた上で本人が希望すれば受けられるようにする、様々な体験の入り口を若者向けに作る、子ども料金ではなく若者も子どもと同様に美術館が安くなる等の体験格差是正措置を強く求める。	県では、県内各地域における子ども・若者への相談支援体制の拡充を図るため、子ども・若者への相談対応や居場所の運営に取り組むNPO等の民間団体の活動に要する経費の助成等を行っています。 対象となる民間団体には、スポーツや芸術活動、郷土食づくりなどの調理体験、自然体験などの体験活動を実施している団体が複数含まれています。 国が2023（令和5）年12月に策定した「こどもの居場所づくりに関する指針」では、全ての子ども・若者が、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験活動等の機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んじられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む必要があるとしています。 県としては、子どもの居場所づくりに推進するため、学識経験者や教育・福祉の関係機関等による協議会を設置し、子どもの居場所づくりに関する情報交換や意見交換を行うとともに、今年度実施している「こどもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、フリースクール等に関する支援の在り方について検討します。 また、下記の7つの県有施設においては、県内に居住する小・中・高校生（18歳以下）を対象に、土・日・祝日の入場料が無料となる取組を行っています。当取組については引き続き周知広報に努めてまいります。 （対象施設） 歴史・美術センター黎明館（鹿児島市）、県立博物館プラネタリアム（鹿児島市）、フラワーパークかごしま（指宿市）、上野原縄文の森（霧島市）、霧島アートの森（湧水町）、屋久島環境文化村センター（屋久島町）、奄美パーク（奄美市） また、現在、県立青少年社会教育施設において、不登校児童生徒を対象に、自然体験等ができる事業を実施しているところです。
19	鹿児島県青少年保護育成条例において制限されているのは、青少年自身が有害図書の閲覧・視聴を行う行為ではなく、青少年に他人が有害図書を見せたり聞かせたりする行為であると理解している。本プランの「有害図書等閲覧・視聴制限の徹底」との文言は、「有害図書等を青少年に見せ、聞かせる行為の制限の徹底」に改めるべきである。	いただいた御意見の内容を踏まえ、「青少年への販売や貸し付け等の禁止」等の文言を追記しました。
20	小中連携とあるが教員が多忙の中、どのように情報交換を充実させていくのか？	児童生徒への支援に際して、小中連携等学校間の連携を図ることは必要なことと考えます。 学校においては、担任のみならず、管理職はもとより、生徒指導担当者、教育相談担当者等がコーディネーターとしての役割を果たしチームで取り組むことで、連携の充実が図られるとともに、1人で悩まずに教員の負担軽減にもつながると考えています。

No.	御意見等の概要	県の考え方
21	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人員確保は可能なのか？	県教委においては、本年度のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの年間総派遣回数を増やすなど、教育相談体制の更なる充実を図っております。 スクールカウンセラー等の人員確保については、関係団体やホームページを通じて募集を行い、必要な人員を確保してきたところです。引き続き必要な人員確保に努めてまいります。
22	緊密な連携と表現されているが。現実的に緊密が叶う状況なのかを教員の声からも知ってほしい。	小中連携の一環として、中学校の体験入学や相互乗り入れ授業などにおいて、児童生徒が参加したり、個々の児童生徒の実態を把握するなどしているところです。 緊密な連携を図る上で、教員の声を知ることは必要であり、小中連携の更なる充実につながると考えています。
23	家庭教育の充実として、「子どもを生み育てることの意義」「生み育てることの素晴らしさ」との記述があるが、子どもを生むこと・育てることは本人の選択であったり、または希望していても選択できなかったりすることだと思う。他の章では多様性を重要視していることから修文してほしい。	いただいた御意見を参考に、御指摘のあった箇所については、「子どもの健やかな育ちの基盤」等の文言を用いて見直しを行いました。
24	施策の方向として、1から5まで番号があるが、「かごしま子ども未来プラン2025」なのでまずは、優先順位を子どもにして欲しい。	本プランについては、上位計画である「かごしま未来創造ビジョン」やこども大綱の目指す「こどもまんなか社会」の考え方を念頭に、学識経験者、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業の従事者等で構成される「県子ども・子育て支援会議」における議論を経て、基本理念、基本目標を決定した上で、施策の方向、基本施策、具体的施策等の構成を考えたところです。 県としては、「県子ども・子育て支援会議」で了承いただいた現在の構成に基づき、本プランに盛り込む様々な子ども・子育て関連施策を推進してまいりたいと考えています。
25	“3”の子どもの夢や希望を実現する環境づくりについて、ぜひ、多数の意見を重視するのではなく、少数派の意見（子どもの意見）の聞き取りを行ってほしい。	本プラン策定に当たっては、20代までの子ども・若者から「あなた自身が鹿児島であなたらしく成長するために望むこと」などについて意見を募集したところであり、いただいた意見もより多くプランに反映できるよう努めているところです。
26	絵本や童話、文学作品の音読の時間を確保してほしい。美術館で、作品を鑑賞するだけでなく、模写の時間を現場で確保してほしい。	幼児教育については、「3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「(4) 幼児教育の充実」「① 幼児教育の質の確保及び向上」に記載しています。 幼稚園教諭等に対する研修の充実などにより、幼児教育の質の確保及び向上を図ります。 小・中学校においては、学習指導要領に基づき、各学校や児童生徒の発達の段階に応じて、教科の特性に応じて音読や模写を含む様々な学習に取り組んでいるところです。 いただいた御意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
27	高齢者と子育て世帯、若者たちがつながる場への人材や資金援助をしてほしい。	いただいた御意見については、「3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「(6)家庭教育の充実」「②学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上」「イ地域の教育力の向上」の中の具体的施策として、地域の高齢者などとの世代間交流の機会の充実として記載しました。 市町村が行う高齢者の社会参加、生きがいつくりなどに繋がる多世代との世代間交流の活性化に資する取組みを支援しています。 また、「4－(5)－①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」では、子ども食堂への支援について記載しています。 県内の子ども食堂は、子どもからお年寄りまで、地域の多様な方たちが参加される「多世代交流拠点」として運営されているところが多く、子ども食堂は地域のつながりが希薄化する中、多世代交流や地域における居場所確保の機会を提供しています。 子ども食堂のさらなる普及促進を図るために、子ども食堂の新規開設のきっかけづくりのためのアドバイザー派遣や新規開設に要する経費の助成、子ども食堂と応援企業等のマッチング事業による活動支援を行っています。 子ども食堂、支援企業・団体、社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりの支援や、食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点整備を支援しています。
28	こども食堂の支援はされていると思うので、フリースクール・宅食・食材配布など自分たちで運営されているところへ支援してほしい。	子ども食堂の支援については「4－(5)－①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」の「ア NPO等の民間団体と連携した居場所づくりの促進」に、フリースクールについては「イ フリースクール等に通う子どもたちへの支援」にそれぞれプランに記載しています。 県が支援している子ども食堂には、宅食や食材配布などを行っている団体も含まれています。

No.	御意見等の概要	県の考え方
29	子ども1人ひとりを伸ばす教育（学校、幼稚園ほか） 子どもたちの生育環境、拠点での子どもたちにかかわる人材を増やしてほしい。先生方が余裕を持ち、子どもに接してほしい（勤務時間の短縮、先生の資質（人間力向上））。	いただいた御意見については、「3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「(4) 幼児教育の充実」「① 幼児教育の質の確保及び向上」に記載しています。 幼稚園教諭等に対する研修の充実などにより、幼児教育の質の確保及び向上を図ります。 保育士等の人材確保については、「2 安心して子育てができる社会づくり」「(3) 保育士等の人材確保」 「① 保育士等の人材確保」に記載しています。 保育士修学資金等の貸付などによる保育士確保に向けた取組のほか、地域における子育て支援分野の各事業に従事することを希望する方に対する子育て支援員研修や、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員を養成するための研修を実施します。 職場環境等の整備等については、「2 安心して子育てができる社会づくり」「(3) 保育士等の人材確保」 「③ 処遇改善を始めとする労働環境への配慮」に記載しています。 質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善を促進するとともに、幼稚園や保育所等が長期間の就業を継続しやすく、働きがいのある職場を構築するための取組を進めてまいります。 教員の働き方については、「3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進」「③ いじめ問題等への対応」「イ 子どもの教育の充実のための学校における働き方改革の推進」の中で記載しています。 教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保できるよう、学校における働き方改革を推進してまいります。 また、教職員の資質向上については、教職経験に応じて身に付けるべき資質・能力を明確化した「かごしま県教員等育成指標」や、本県における研修の在り方等を示した「かごしま県教員等研修計画」を基に、現在の教員に求められる資質を身につけられるよう、様々な研修を実施しているところです。
30	令和2年にかごしま県民手話言語条例が制定されている。学校で手話ができる教員の配置や教育現場での適切な配置が必要だと思う。	本県では、手話資格を有する者について、それが生かされるよう適材適所の配置に努めています。今後とも、手話資格を有する職員を活用し、児童生徒と教員の円滑なコミュニケーションが図られるよう努めてまいります。
31	小学校での授業の英語のように、言語としての手話の授業があってほしい。児童生徒が手話に触れることで、聴覚障害者や障害者全体への理解が進み、共生社会に資すると考える。私は、ボランティアで手話歌を伝えている。家庭に問題がある子が通う学童に行ったとき、表現や感情を上手く出せない子、覚える事が苦手な子が私と一緒に手話歌をし、笑顔で、手話を覚えていた。言葉では話せない、でも手話なら気持ちを出せる事ができることもある。自閉症や知的障害といった、感情をうまく表現できない子どもにも有効だと思う。	小・中学校においては、学習指導要領に手話に関する記述はありませんが、「総合的な学習の時間」において、目標を実現するためにふさわしい探究課題の例として福祉・健康が示されており、聴覚障害者に対する理解を深める学習の一環として手話に触れる学習の機会を設定することもあります。その際は、聴覚障害者協会等から講師を招き、手話に直接触れることで、手話に対する興味・関心を高めるとともに、大切なコミュニケーションの手段であることを学ぶ機会としています。
32	実際に障害者と日常的に触れあう機会をもっと作っていただきたい。	県では、12月の障害者週間のイベントとして実施している「あったか交流フェスタ」の中で障害者スポーツ体験コーナーを設けるなど、子どもたちの障害のある方々に対する理解を広める取組を実施しています。 また、障害のある人となない人のふれあい体験をつづた「心の輪を広げる体験作文」や障害のある人に対する理解を広めるための「障害者週間ポスター」を小・中学生等を対象として募集しており、優秀な作品を毎年11月に開催する県障害者福祉大会において表彰しています。 今後とも、児童・生徒の障害や障害者に対する理解をより一層深められるよう取り組んでまいります。
33	特別支援教育の充実が必要だが、分離教育にならないよう、インクルーシブ教育を進めるべきと考ええる。	県教委においては、障害のある子供と障害のない子供ができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指しつつも、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場において、一人一人の子供の自立と社会参加に向けた力を確実に育成できるように取り組んでいくこととしています。 今後とも、市町村教育委員会と連携を図りながら、一人一人の教育的ニーズに的確に応えられるよう努めてまいります。
34	若年層が進学等で流出しても仕事がない・収入が低い為、Ｕターンせず他県で就職し人口減少となってしまう。	いただいた御意見については、「3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「(7) 次世代をリードする人材の育成」「① 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援」の「エ 地域づくりで活躍する若者の支援」の具体的施策「若年者等に対する就職支援」の中で、県内就職に向けた支援に関する取組を記載しています。 生産性と付加価値の向上等による企業の稼ぐ力の向上や、価格転嫁の円滑化等に取り組むことにより、賃上げに結びつくような事業環境の整備も図っています。

No.	御意見等の概要	県の考え方
35	子育ては大変というイメージが強く、鹿児島は特に男性の家事育児参加が少ない。育児教室（両親学級）の父親参加率を上げる。	本プランの策定に当たり、「5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり」「(2)仕事と子育ての両立のための環境整備の促進」の②に、今回新たに「共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進」という施策目標を位置づけ、4つの具体的施策を盛り込んでいます。 両親学級等については、「1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり」「(2)健やかな妊娠・出産への支援」「②産前産後の支援の充実と体制強化」等に記載しています。 妊婦と父親になる男性が共に、産前・産後の女性の心身の変化を含めた妊娠・出産への理解を深め、共に子育てに取り組めるよう、市町村と連携して取組を推進します。 いただいた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
36	19日の育児の日を全く知らなかった。周知して母親がほとんどやっている事を父親や他の方にやってもらえる日にしてほしいと思う。	男性の家事・育児への参画促進については、本プランの「5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり」「(2)仕事と子育ての両立のための環境整備の促進」の「②共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進」における社会全体で子育てを応援する機運醸成に係る具体的施策として取り組んでまいります。 いただいた御意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
37	地域子育て支援拠点が、乳幼児及びその保護者に限定せず、地域の方との交流もできる世代間交流ができる場所になるとよい。誰もが利用できる場所として、地域の方と共に「こどもまんなか社会」を実現できたらよい。	地域子育て拠点を設置・運営する市町村の意向も伺いながら、県としても必要に応じ支援・助言等を行ってまいります。
38	地域の子どもたちのために活動している育児サークル・ボランティア団体などへの助成もしていただけたら、もっと活動・支援の輪が広がると思う。	いただいた御意見の趣旨を踏まえ、「2 安心して子育てができる社会づくり」「(2)地域における子育ての支援」「①地域における子育て支援サービスの充実」において、「新たな子ども・子育て支援施策への支援」として「推奨事業や創意工夫等による新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村への支援」を追記しました。 いただいた御意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
39	こどもたち・保護者に寄り添えるように、クラス担任を複数担任制にし、保育士の人員配置を増やしてほしい。小学校でもぜひ副担任制を取り入れてほしい。よりよい保育環境・教育環境を整え、1人1人のこどもを大切に育てていくためにも、子育て支援をするためにも、設備だけではなく、マンパワーの活用が求められていると思う。	保育士の配置基準については、令和6年度に、制度創設以来76年ぶりに、4・5歳児の職員配置基準について、30対1から25対1へ改善され、3歳児についても20対1から15対1へ改善されました。 今後、1歳児の配置基準についても早期に改善されることが予定されています。 本県の小学校においては、国の制度を活用した教科担任制の導入を進めているほか、各学校においてチーム担任制の導入など学校の実情に応じた対応がなされています。
40	放課後児童クラブは放課後だけではなく、日中も開所し、フリースクールも担い、不登校児童も受け入れられるような体制を各小学校区に作ってほしい。	フリースクールを含む子どもの居場所づくりについては、「第5章4－(5)－①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」に記載しています。 放課後児童クラブは社会福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して遊びや生活の場を与えているものです。 いただいた御意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
41	こども・若者たちが安心して過ごせる居場所・あそび場所を各地に作り、こども・若者とつながり、サポート・ケアができる「こどもまんなか社会」を作ってほしい。	いただいた御意見の趣旨を踏まえ、「2 安心して子育てができる社会づくり」「(2)地域における子育ての支援」「⑥多様な学びや体験、活躍できる機会づくり」において、「新たな子ども・子育て支援施策への支援」として「推奨事業や創意工夫等による新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村への支援」を追記しました。 不登校や引きこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援については、「第5章4－(8)－①不登校・引きこもり等の子ども・若者への支援」に、フリースクール・子ども食堂を含む子どもの居場所づくりについては、「第5章4－(5)－①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」に記載しています。 いただいた御意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
42	児童館・児童センターをかごしま材で建設したり、内室木質化し、かごもく（鹿児島県木育教材）や木製おもちゃ・ゲームで遊べるようにし、五感を通して木の魅力・ぬくもりにふれられる場所を作り、木育推進を行ってほしい。県の子育て支援施設・木育施設の拠点として、木育推進を行っているおもちゃ美術館（芸術と遊び創造協会）と連携し、鹿児島おもちゃ美術館を作ってほしい（例：徳島県板野町 徳島木のおもちゃ美術館）。	子どもを含め多くの人たちが木の良さを実感できる木造施設等の整備や木製品の設置については、公募事業で支援しており、引き続き、多くの公募を期待するとともに、当該施設等を利用した木育の推進に努めてまいります。 また、県が建築する施設については原則木造化を推進しており、関係部局等に積極的な木材利用をお願いしているところです。
43	農業体験だけではなく、林業・漁業の体験もぜひ取り入れてほしい。	いただいた御意見を踏まえ、「第5章2－(2)－⑥多様な学びや体験・活躍できる機会づくり」に具体的施策「森林・林業の体験活動の促進」、「森林とのふれあいの場の提供」及び「漁業の体験活動の促進」を記載しました。

No.	御意見等の概要	県の考え方
44	勤務している保育士が継続して働きたいと思える職場環境・賃金・サポート体制が必要だと思う。保育士1人への負担が大きいの、副担任制の導入・賃金アップ・研修会の充実・魅力ある福利厚生にしてほしい。	保育士の勤務環境については、「2 安心して子育てができる社会づくり」「(3) 保育士等の人材確保」「③ 処遇改善を始めとする労働環境への配慮」に記載しています。 質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善を促進するとともに、幼稚園や保育所等が長期間の就業を継続しやすく、働きがいのある職場を構築するための取組を進めてまいります。 いただいた御意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
45	プレーパークのような場所を作り、こどもたちが自然の中で自由に遊べ、森と人がつながる場所を作ってほしい（例：岐阜県美濃市 morinosu）。	県有施設として「県民の森」「照葉樹の森」があり、子どもを含めた多くの県民に、森林にふれあう機会を提供しています。
46	農業・農村だけではなく、漁業・漁村も支援してほしい。	平成25年より、水産多面的機能発揮対策事業で実施している藻場・干潟等の保全活動や海岸、河川の清掃活動、ブルー・ツーリズム活動や、教育・学習活動などの活動支援を、今後も継続していくこととします。
47	県内の木育インストラクターを活用して、保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校・児童クラブ・療育施設などで定期的に木育を行い、木育推進を行ってほしい。	毎年度、県内の保育園などに木育インストラクターの活用募集について周知を行っており、引き続き、積極的な活用が進むよう努めてまいります。 また、県内各地で活躍する木育インストラクターの紹介チラシを保育園、幼稚園等に配布するなど、今後とも更なる木育の推進を図ってまいります。
48	学校内外限らず、「いのちの安全教育」に沿った指導の推進を行ってほしい。一部で「包括的安全性教育」を推される向きもあると側聞するが、同教育については未だその定義が定まっておらず、国会でも議論をされている渦中にあり、市民の理解を得ている状況ではないことから、拙速な採用には反対する。	幼児教育については、「3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「(4) 幼児教育の充実」「① 幼児教育の質の確保及び向上」に記載しています。 幼稚園教諭等に対する研修の充実などにより、幼児教育の質の確保及び向上を図ります。 いのちの安全教育については、文科省からの教材等について活用するよう、市町村教育委員会、県立学校に周知しているところです。また、学校における性教育については、児童生徒の発達の段階に応じて、学習指導要領に基づく性に関する指導を行っています。 いただいた御意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
49	いじめ・不登校・問題行動等について、連携先として「警察」を明記されてはいかがか。文科省では重大事態、あるいはその疑いがある事象に当たっては必ず警察と連携するよう通知している。	「青少年健全育成の推進」の本文中には、意見にある「いじめ」という記載はなく、「問題行動等」の中に含まれている（問題行動等の一例である）と考えられ、問題行動等の内容によっては、関係機関も様々です。 また、「いじめ」に関しては、「3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進」の③に「いじめ問題等への対応」で項目立てされていることから、敢えてここに明記する必要はないと考えます。 生徒指導上の諸課題への対応に際して、学校及び教育委員会は、必要に応じて警察や児童相談所、市町村の福祉・保健部局等、複数の関係機関と連携して対処しており、その旨を記載したところです。 県教委においては、引き続き学校と関係機関との平時からの連携が図られるよう周知してまいります。 子どもに係る電話相談事業として記載されている「少年サポートセンター」とは、警察の相談機関であることから、敢えて「警察」を明記する必要はないと考えますが、「少年サポートセンター」が警察の機関であることが分かりにくいというご意見であることに鑑み、担当課等を「人身安全・少年課少年サポートセンター」と修正しました。 生徒指導上の諸課題への対応に際して、学校及び教育委員会は、必要に応じて警察や児童相談所、市町村の福祉・保健部局等、複数の関係機関と連携して対処しており、その旨を記載したところです。 県教委においては、引き続き学校と関係機関との平時からの連携が図られるよう周知してまいります。
50	「具体的施策の概要」欄に「あらゆる機会と媒体を活用」と記載があるが、現実的に「あらゆる」リソースを活用することは不可能なので、基本計画の記載としてはふさわしくないように見える。例えば「様々な機会と媒体」程度の記載に留めてはいかがか。	県では、人権教育・啓発施策の基本方向を示す「県人権教育・啓発基本計画」（3次改定）を別途定めており、同計画において、子どもの人権を保障する啓発活動の推進として、同様に記載しております。今後とも、すべての子どもが一人の人間として尊重されるよう啓発活動を推進してまいります。
51	こども・若者の意見の政策反映について、自治体の責務として、意見を聞く対象が一部の個人、団体、地域、あるいは一部の属性に偏らないように努めてほしい。「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」におけるパブリックコメントにおいて、こども家庭庁は「意見を聞く相手が偏ってしまう可能性は排除できない」とし、「多様なこども・若者から参加してもらえるよう、各府省庁や地方自治体で取り組んでいただきたい」と自治体に対する意向を述べている。また、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」におけるパブリックコメントでも、こども家庭庁から同様の意向が改めて示されている。具体的には、意見を聴取した対象が短期間に重複しないように聴取対象者をリスト化して管理する、意見聴取に携わる部署や連携する団体等を固定せずに一定期間での交代を義務化する、といった対応が考えられる。	御意見の内容につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。

No.	御意見等の概要	県の考え方
52	自治体の責務として、こども・若者の自由な意見発信が大人に妨げられることが無いよう、連携する民間団体や保護者、地域社会といった関係者とともに、配慮していただくようお願いする。こども・若者の意見を聞くにあたりその発信前に大人が過度に干渉して意見に影響を与えることは慎まねばならない。しかしながら、意図せずとも、熱心に情報提供をするなどだけでも結果として干渉となることがあり得る。更には意図的に干渉して行う場合も想定され、こういった懸念への対処は自治体において適正に行うことが求められる。特に、意見発信において連携する民間団体等はその意見を引き出すこと、更には場合により記録することも委ねられることから、特に厳に干渉が戒められるべきと考えられる。例えば、こども家庭庁「こども・若者参画及び意見反映専門委員会」では、意見発信をサポートする民間団体の事例として「〇〇の計画だったり、法律だったり、色んなことをレクチャー」「地域をどうしようかというのも全部サポート」「何回も何回もやって（略）しっかり準備」と、意見発信をすることも・若者が影響を受けることが不可避であるような取組が述べられており、その意図によらず、こども・若者の本来の意見から変化してしまう懸念が消せない。	御意見の内容につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。
53	こども・若者の意見の政策反映について、意見聴取に関し、特定の主義主張に紐付けないよう求める。例えば他県事例では「差別のない社会を作る一員として意見発信」といった形での記載が見られるが、これでは「差別のない社会を作る」ため以外では意見発信できないなど、特定の主義主張に沿った意見や議題以外が封殺される懸念がある。基の趣旨に添って、こども・若者が自分の関わることに對して真に自由に意見発信ができるように、一切の主義主張や思想と切り離れた記載となるよう配慮してほしい。	御意見の内容につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。
54	子ども医療費助成は高校生まで窓口無料にしてほしい。障害児も条件なく、子どもはみんな医療費を窓口無料に。子どもが病気のときくらいお金のことを考えないでいように早くしてほしい。条件を付けて線引きするところに本気度が感じられない。	本県の子ども医療費助成制度では、経済的な理由から医療機関の受診を控え、症状が重篤化することを防ぐため、非課税世帯に対しては、高校生までを対象に窓口での自己負担のない方式（窓口負担ゼロ）により実施し、経済的理由から支援の必要性が特に高いと考えられる世帯を対象に、手厚く支援している制度となっています。課税世帯については、子育てしやすい環境整備という観点から、成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であり、小中高生と比べ、医療機関を受診する機会が多く、医療費の負担が大きく支援の必要性が特に高い未就学児を対象に、現物給付方式を課税世帯にも拡げることとし、令和7年4月から新制度を開始することとしています。また、重度心身障害者医療費助成制度については、令和6年7月から自動償還払い方式の運用を開始したところであり、現物給付方式への変更については、県及び市町村の更なる財政的な負担増が見込まれるため、自動償還払い方式の運用状況を見極める必要があると考えております。プランには、「2 安心して子育てができる社会づくり」「(4) 子育て世代の経済的負担の軽減」「③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減」に記載しています。
55	現状・課題の中に「教育の機会均等を保障するための教育の支援」とある。中学校から高等学校への進学においても、希望する者全員が就学できるよう、具体的な施策に入れる必要があると考える。	学校教育法施行規則の第90条には、高等学校の入学は、調査書その他の必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて校長が許可するという規定があります。本県の公立高等学校の入学選抜では、調査書と学力検査結果との相関及び学校で行う面接の結果等を総合して、高等学校の目的に照らして、その教育を受けるに足る能力、適性等を慎重に判定しているところです。県教委としても、自己推薦方式の導入や学科併願、第二次入学選抜を実施するなど、可能な限り就学の機会が確保できるように努めているところです。
56	年々増加する不登校の児童生徒への対応は学校だけでは解決できない問題となりつつある。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充や行政機関や民間施設の積極的活用などの施策がさらに充実するような具体的施策の概要が必要だと考える。	不登校や引きこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援については、「第5章4－(8)－①不登校・引きこもり等の子ども・若者への支援」に、フリースクール・子ども食堂を含む子どもの居場所づくりについては、「第5章4－(5)－①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」に記載しています。不登校児童生徒への支援について、県教委においては、本年度のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの年間総派遣回数を増やすなど、教育相談体制の更なる充実を図っております。引き続きスクールカウンセラー等の派遣回数の拡充に努め、教育相談体制の更なる充実を図ってまいります。また、教育支援センターやフリースクール等を利用する児童生徒がいる場合、学校は学習内容の把握や出席の取扱い等について連携を図っております。引き続き、義務教育段階の教育機会の確保の観点から、適切な連携が図られるよう、学校や市町村教育委員会に対する指導・助言を継続してまいります。いただいた御意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

No.	御意見等の概要	県の考え方
57	乳幼児の健康支援の具体的施策の概要に市町村と連携し、ICT機器の早期利用での弊害についての周知を加えてほしい。	ICT機器の早期利用での弊害については、具体的施策「乳幼児の健康支援」の具体的施策の概要「乳幼児健診等における、成長発達に応じた食生活や運動、睡眠などの生活習慣を獲得するための保健指導の充実支援」、「市町村と連携し、健診等における子どもの成長発達過程に応じた子育てに関する知識の情報提供」に包含した内容となっております。 乳幼児のICT機器（情報通信技術機器）に使用については、近年、視力や睡眠に影響を与えることが懸念されており、現在、母子健康手帳の各年齢ごとの保護者記録欄にテレビやスマートフォンの視聴状況の項目を設けたり、乳幼児健診等において、子どもの成長発達過程に応じた生活習慣や子育てに関する保健指導等を実施しているところです。今後とも、市町村と連携し、適切な情報提供を行い、保護者の振り返りや気づきにつなげるよう取り組んでまいります。
58	具体的施策として無料または、定額で観劇できるような親子観劇券を付け加えてほしい。	いただいた御意見の趣旨を踏まえ、第5章「2 安心して子育てができる社会づくり」「(2)地域における子育ての支援」「⑥多様な学びや体験、活躍できる機会づくり」「ア 遊びや体験活動の推進」に「子どもや子育て中の保護者の文化芸術活動の促進」を追加しました。 県では、現在、「県文化芸術推進基本計画」において上記施策を掲げ、この中で県文化施設における18歳以下の子どもの土・日・祝日の入館料の無料化や、宝山ホールやみやまコンセルの自主事業における子どもの無料招待、親子で楽しめる無料コンサートをはじめ、様々な取組を通じて子どもや親子が文化芸術に触れられる環境づくりに努めているところです。 いただいた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
59	「政治的中立性の確保に留意しながら、国家」までの文は省いてほしい。何も語らない事は、与党に賛成しているのと同じ。政治的中立は、社会の中であり得ないと思う。そして、教育現場での政治については語りにくいという空気が、政治離れや投票率の低さに繋り、主権者教育の妨げになっていると考える。投票率80%を下らない北欧の国では、ニュースや新聞を観ないと授業についていけないという文章も読んだことがある。鹿児島でも是非、そのような教育が進むことを望む。子ども達も先生達も政治的中立等気にせず、考えていることが自由に話せる雰囲気が、政治的思考を深めていくのではないか。以下の文章を提案します。社会の責任ある形成者となるために、学校での民主主義教育や実社会に向き合うよう現代の問題を自分なりに考える教育を進める。高校教育では、議員からマニフェストを直接聞いたり、模擬投票ができるような教育を推進する。	主権者教育は、児童生徒が主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を育もうとするものです。 中学校では、民主主義について、社会科公民的分野で扱っており、学習指導要領にあるよう現代社会の見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成しているところです。 高校の公民科においては、選挙の意義や政治の無関心の増大が持つ危険性などについて指導するとともに、選挙管理委員会等と連携した出前授業や模擬投票などの体験型の学習を推進してきています。 また、総合的な探究の時間などにおいて、地域に関わる問題等について、生徒自らが課題を設定し、解決に向けた探究活動を行っているところです。 県教委としては、児童生徒が主権者として求められる力を身につけることができるよう、引き続き関係機関と連携しながら、主権者教育の充実に向けて取り組んでまいります。
60	①いじめ未然防止への取組については、高校教育課だけで推進することではなく、義務教育課でも推進してほしい。 ②いじめを議論する活動として、演劇ワークを活用してほしい。数年前に、イギリスでいじめ対策に有効だったという番組を観た。それぞれの役割になり気持ちを体験する事は、議論するだけより有効と考える。	① いじめの未然防止の取組については高校教育課内にいじめ対策を推進する学校教育生徒指導班を設置し、関係課を含め推進しております。 ② 県教委においては、例年12月に県いじめ防止子どもサミットを開催し、代表校（小中学校、高等学校）による取組発表や、生徒が作成した題材（動画）を基に、児童生徒がいじめの問題を自分事として捉え、考え議論する活動に取り組んでおります。その成果は県下の学校に還元され、学校におけるいじめの未然防止に資するものとなっております。 また、学校においても、『いじめ問題を考える週間』の中で、児童会・生徒会を中心とした様々な工夫した取組がなされているところです。引き続きこれらの取組の更なる充実を図ってまいります。
61	高校まで20人学級の推進を入れてほしい。少人数指導は、教科に限ってとなりがちである。いじめや不登校の問題、議論を大切にする主権者教育、インクルーシブ教育、教職員の多忙化、一挙に解決の方向に向かうと思う。それだけの教育予算を確保できるよう、県として、力強く国にも働きかけてほしい。	国は小学校の学級編制の標準を、令和7年度までに全学年35人に引き下げ、引き続き、中学校についても同様の議論がなされています。 また、本県では独自に小学校1、2年生については、30人学級としています。 県教委では中学校及び高等学校の35人以下学級の早期実現について、国に対し要望を行っているところです。
62	「早寝早起き朝ごはん」を推進するためには、「光・暗闇・外遊び」が大事と野井真吾先生の講演会で学んだ。「光・暗闇・外遊び」への意識啓発をお願いしたい。	「3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「(1)知・徳・体の調和のとれた教育の推進」「④食育の推進」の「ア」は食育の推進に係る項目であり、基本的生活習慣のひとつである食について述べていることから、現行の「早寝早起き朝ごはん」のままで変更は要しないと考えます。
63	運動が苦手な児童生徒の運動習慣を改善するために地域スポーツ人材を派遣する「運動習慣育成教室」の取り組みの推進……反対ではないが、子ども達は関わりあって育ち合う事もとても大切だと思う。友達との関係性の中で、上手になりたい、できてうれしいという気持ちを育むことが、運動習慣改善にもつながると思うので、地域スポーツ人材の方も大事にしてほしい。	運動習慣育成教室に係る地域スポーツ人材の派遣については、学校の希望に応じて、適材な指導者を派遣しているところであり、派遣する人材においては、児童生徒が友達とコミュニケーションをとり合いながら協調・協働する必要性についても理解していただいているところです。

No.	御意見等の概要	県の考え方
64	現状及び課題の中で、述べられていることを改善していくために、少人数学級（20人）を推進してほしい。インクルーシブ教育推進のためにとても有効だと考える。	国は小学校の学級編制の標準を、令和7年度までに全学年35人に引き下げ、引き続き、中学校についても同様の議論がなされています。 また、本県では独自に小学校1、2年生については、30人学級としています。 県教委では中学校及び高等学校の35人以下学級の早期実現について、国に対し要望を行っているところです。
65	「早寝早起き朝ごはん」国民運動に「光・暗闇・外遊び」を付け加えてほしい。	「3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「(6)家庭教育の充実」「②学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上」「ア 家庭の教育力の向上」については、具体的施策として掲載している「早寝早起き朝ごはん」国民運動に基づき、子どもの生活習慣生活習慣の確立を目指しているところです。 生活習慣の確立については、様々な考え方があると思われますが、県においては、「早寝早起き朝ごはん」国民運動をベースとしていることから変更は要しないと考えます。
66	地域の教育力の向上において、学校と地域が共に協働・融合した形で部活動の在り方を推進されているが、働き方改革の名の元に、部活動を通じて、人格形成を行う教育を行ってきた先生方の意欲が削がれることがないように願う。運動部活動の指導・運営に係る体制の構築だけでなく、文化活動に対する体制構築も同時に行ってほしい。	国が進める部活動の地域連携・地域移行は、学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、学校を含めた地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することを理念のひとつとしています。そこでは、これまで部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動における新たな価値を創出することが重要とされています。指導したいという意欲がある教職員においては、自らも地域の一員として地域クラブ活動における指導者として活動することも可能です。
67	情報通信技術の進化に適応することについては、否定できない現代の進歩状況であるが、国のGIGAスクール構想に基づいて施策を進めていくのには多くの疑問と不安がある。そこで、3点提案したい。 ①小学校低学年以下の子ども達には使用の禁止 ②ICT機器使用による教育での教育効果の研究 ICT教育については、今日様々な国で見直しがおきている。モバイルデバイスの学校での使用禁止も広がっている。その理由として、「授業への集中、対面での交わり、健康、心理的、社会的に悪影響、依存性、中毒性」が挙げられてる。鹿児島県では、使用率をあげる数値目標が出ているが、国の方針に基づき、このままICT教育を進めるのが本当によいのか、教育立県として、独自に研究を進めてほしいと切に願う。子ども達は、今人体実験をされているに等しいのではないか。 ③子ども達へのICT機器の使用についての危険性への啓蒙 今指導されているのは、有害情報に触れないための対策としての指導である。親が、フィルタリングするなどの対策で、脳や全人格的な発達にどのような影響があるかは、知らされていない。親も知らない人が多い。幼稚園、保育園、学校では徹底して長期利用の危険性など徹底して情報を与えるべきである。	幼児教育・保育については、「3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「(4) 幼児教育の充実」「① 幼児教育の質の確保及び向上」に記載しています。 情報リテラシーに関する啓発については、幼稚園等に対し、総務省が作成したICT活用リテラシー向上に資するウェブサイトの公開について周知するなど、幼稚園等が保護者層へ適切に啓蒙できるよう情報の共有に努めています。 今後とも質の高い幼児教育・保育の推進に向けて情報共有の促進を図ります。 学校の授業におけるICTの活用は、情報化が加速的に進む中で、Society5.0時代を担う児童生徒に対して「情報活用能力」を育み「使われるのではなく、使いこなせるようになる」必要があることや、多様化が進む子供たちへの個別最適な学びを実現する必要があることなど、多くの教育課題に対して極めて大きな役割を果たし得るものと考え、学校における教育の情報化を進めております。 ネット上で起きる問題は現実の関係の中で潜在的に存在するものであり、その解消も図っているところです。が、ネット上でのマナーやプライバシーの重要性を教えたり、デジタル社会における様々なリスクやトラブルを回避し、一人一人が適切で責任ある行動規範を身に付けていくことなどのデジタルリテラシーの育成も、学校においては行われているところです。 また、健康面等への配慮については、適切な使用時間の管理と休憩の取り方について、文部科学省の「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」や県総合教育センターが作成した教材を各学校に周知し、学校での取組や児童生徒、家庭への啓発に活用できるようにしております。 保護者等に対しては、児童生徒や保護者を対象に「インターネット利用等に関する調査」を実施し、結果と併せて、教育委員会や学校、保護者が必要な取組について、ホームページに公表しております。 さらに、県政出前セミナーにおいて、子供のインターネット利用について、希望した保護者やPTAを対象にした講座を実施し、「家庭内ルールの設定」や「フィルタリング」の重要性について啓発を行っております。 今後も学校への情報提供や家庭に向けた啓発に努めてまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
68	なぜ、スポーツだけに触れられているのか、はなはだ疑問である。次世代競技者の育成だけでなく、文化団体、個人の育成も入れてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、第5章「3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「(7)次世代をリードする人材の育成」「オ 国際的に活躍する次世代競技者の育成」の次項に「カ 文化芸術に係る人材の育成」を追加し、現在、「県文化芸術推進基本計画」において取り組んでいる施策を記載しました。

No.	御意見等の概要	県の考え方
69	現状及び課題について意見表明等の支援について述べられているが、すべての子ども達が自分に係る事について意見表明できる環境が必要。 ①権利に関する普及啓発 子ども福祉課や児童相談所の社会的養護に係る子ども達を対象としたもの、あるいは、相談機関などになっている。子ども達が多くを過ごす、保育園、幼稚園、学校での子ども達・先生方への普及啓蒙を入れてほしい。公民館等への普及啓蒙を入れてほしい。	幼児教育・保育における子どもの権利については、「3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「(4) 幼児教育の充実」「① 幼児教育の質の確保及び向上」に記載しています。 幼稚園教諭等を対象とした研修項目に「幼稚園における人権教育」を取り入れ、教諭等の知識を深めています。 今後とも質の高い幼児教育・保育の推進に向けて幼稚園教諭等の資質向上に係る研修の充実を図ります。 「児童の権利に関する条約」等に掲げられている児童生徒の意見の尊重については、「4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり」「(1)子ども・若者の権利の尊重」「①子ども・若者の権利に関する普及啓発」の「イ 学校教育における人権教育の推進」に記載してありますように、今後とも、児童生徒及び教職員の理解促進を図ってまいります。 また、公民館等への普及啓蒙については、「4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり」「(1)子ども・若者の権利の尊重」「①子ども・若者が権利に関する普及啓発」の「人権に関する啓発活動の推進」において、「あらゆる機会と媒体を活用とした啓発活動の推進」の記載に包含されていることから修正は行わないこととします。 いただいた御意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
70	生徒指導アドバイザーではなく、子どもの権利アドバイザーに名前を変えてほしい。そして、高校だけでなく、すべての関係機関に派遣できるようにしてほしい。人権教育の充実について、同和教育がその中心を担うために、各教育機関をはじめ、関係所管にどのように働きかけるのか具体的な施策がほしい。	いただいた御意見の趣旨を踏まえ、生徒指導アドバイザーについて、希望する小中学校等や特別支援学校、教育事務所に教育・心理・福祉等の専門家を講師として派遣し、いじめや不登校など生徒指導に係る対応について、教職員等に研修を行ったり、指導助言を行ったりする事業であるので、その趣旨に沿うよう具体的施策の概要を記載しました。 なお、同和教育をはじめとする人権教育の充実については、「3 子ども達の夢や希望を実現する環境づくり」「(1)知・徳・体の調和のとれた教育の推進」「①子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備」「イ 道徳教育、人権教育の充実」に記載してありますように、学校、家庭、地域において、推進を図ってまいります。
71	医療・食・教育で格差のない社会づくりの文に、体験も入れてほしい。現状及び課題の中では、様々な学びや体験活動等の機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高めという文章が出てくる。今日、体験格差の問題も言われている。貧困の問題が体験の格差と繋がっている。IT化が進む中、体験は、ますます大切になってくる。基本施策として体験も入れてほしい。	第5章4－(4)の現状及び課題に記載している様々な学びや体験活動等の機会を得ることについては、「第5章4－(4)－①－ク その他の教育支援」において、多様な体験活動の機会の提供の具体的施策を記載しています。
72	現状と課題の中で、ICT機器使用の長所・短所を正しく理解し、使用できるような支援環境整備をするを加えてほしい。②の施策に付け加えてほしい。	青少年環境づくりのための施策としては、県青少年保護育成条例で定めているインターネット接続役務提供事業者等のフィルタリングサービスの書面交付義務等の適正な実施確認についての立入調査の実施や青少年が安心してSNS等を利用すること等をテーマとした青少年環境情報紙の作成等を行っております。 今後とも、流通する情報を的確に選択する能力の向上を図れるよう、青少年環境情報紙等を活用し、広報・啓発に努めてまいります。 県教委では、ICTを「使われるのではなく、使いこなせるようになる」ためにICTの活用に係る教職員向けの研修を実施するとともに、様々な情報モラルも含めて様々な情報提供に努めております。 また、保護者等に対しては、児童生徒や保護者を対象に「インターネット利用等に関する調査」を実施し、結果と併せて、教育委員会や学校、保護者が必要な取組について、ホームページに公表しているところです。 さらに、県政出前セミナーにおいて、子供のインターネット利用について、希望した保護者やPTAを対象にした講座を実施し、「家庭内ルールの設定」や「フィルタリング」の重要性について啓発を行っております。 今後も学校への情報提供や家庭に向けた啓発に努めてまいります。
73	子どもの権利擁護体制構築については、すべての子どもを対象に行われるべき。施策の概要や担当課を広げてほしい。オンブズマン制度の導入を進めてほしい。	プランにおける「4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり」「(1)子ども・若者の権利の尊重」「①子ども・若者の権利に関する普及啓発」において、子どもの権利の侵害に係る相談救済機関について、現在の相談機関等の運用状況や、他県や県内市町村の状況等を踏まえた上でその必要性を検討する旨の文言を追記します。
第7章関連		
1	数値目標「子育てがしやすくなった」と感じる人の割合が31%とはやる気をうたがう。条件を問わずの子ども一時預かりや家事代行を増やすなど、充実しやすい施策を増やして欲しい。	数値目標の一つである「子育てがしやすくなったと感じる人の割合」については、「県子ども・子育て支援会議」における議論や、今回いただいた意見も踏まえ、目標値を50%に引き上げました。 いただいた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。

No.	御意見等の概要	県の考え方
2	「いずれは、結婚しようとする未婚者（40代まで）の割合 目標 増加させる」は子どもに関わりは無いのでは。人権的にも大変問題がある項目だと感じる。	本プランについては、こども基本法に規定するこども大綱に基づく都道府県こども計画としての位置づけを有しています。 こども大綱では「こども施策に関する基本的な方針」において、「多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む」とされておりま。こども大綱における方針や、これまでのプランにおいても同様の数値目標を掲げていたことなども勘案し、今回も数値目標として設定したところです。
3	義務教育（学校教育）を受けて、よかったと思う子どもの割合を100%にして欲しい。子どもの学ぶ権利を学校が与えられないというのはおかしい。なぜ不登校が増えるのか？なぜ教職員が足りないのか？そこも明確な数値目標として記載してほしい。	不登校の未然防止のためには、市町村教育委員会と一体となり、授業や学校行事、児童生徒との接し方の改善等を通じて、児童生徒にとって魅力ある学校になるように取り組んでいます。 教職員の配置については、国において教職員の定数改善が進められているほか、本県においても教員業務支援員等の支援スタッフの拡充を進めており、学校の指導・運営体制の充実に努めています。 県教委としては、引き続きこれらの取組の充実を図ることで、不登校の未然防止につなげてまいりたいと考えています。
4	保育所・児童クラブ 待機児童数ゼロ。民間の保育園等も活用して安心して働ける環境を作してほしい。児童クラブは6年生まで希望者は通えるようにしてほしい。	保育所の待機児童解消については、「2 安心して子育てができる社会づくり」「(2) 地域における子育ての支援」「② 保育サービスの充実」に記載しています。 必要とされる保育の量の確保を図り、子どもにとっての快適な保育環境を提供するため、保育所・認定こども園等の整備促進による待機児童の解消や保育の質の向上のための環境整備などにより、充実した保育基盤づくりに努めます。 放課後児童クラブの施設整備については、「2 安心して子育てができる社会づくり」「(2) 地域における子育ての支援」「③ 放課後児童対策の促進」に記載しています。 実施主体である市町村に対し、放課後児童クラブの施設整備の補助を行うことにより、放課後児童の受け皿整備に努めます。 いただいた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
5	子育て世帯が互いに利用しあえるように周知し、会員をどんどん増やし気軽に利用出来るようにしてほしい。	「2-(1)-②地域における人材育成」、「2-(2)-②保育サービスの充実」で、具体的施策「ファミリー・サポート・センターの設置促進」について記載しています。 子育てを地域の中で相互援助するファミリー・サポート・センターについては、本プランに沿って設置を促進してまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
6	中学生以下の子育て世帯は、単身赴任や残業をしないように子供の状況に応じリモートワーク出来るようにしてほしい（男女共に）。	リモートワークを含む働き方改革については、次期プランの第5章 施策の方向5 基本施策（1）「良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進」に記載しています。 企業経営者等を対象に長時間労働縮減・休暇取得促進・同一労働同一賃金等に関するセミナーを開催するとともに、家庭と仕事の両立支援等の働き方改革に取り組む県内企業を「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定し、県内企業における積極的な取組を促進しています。 また、職場環境整備を推進するためのWebセミナーの開催により、県内企業におけるテレワーク等の多様な働き方に関する積極的な取組を促進しています。 いただいた御意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
7	子ども高齢者の居場所になるが、貧困世帯を減らしそれぞれが自立し助け合える社会をつくれれば子ども食堂に頼らなくていいと思う。	県内の子ども食堂は、子どもからお年寄りまで、地域の多様な方たちが参加される「多世代交流拠点」として運営されているところが多く、子ども食堂は地域のつながりが希薄化する中、多世代交流や地域における居場所確保の機会を提供しています。 県では、子ども食堂のさらなる普及促進を図るために、子ども食堂の新規開設のきっかけづくりのためのアドバイザー派遣や新規開設に要する経費の助成、子ども食堂と応援企業等のマッチング事業による活動支援を行っています。 また、子ども食堂、支援企業・団体、社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりの支援や、食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点整備を支援しています。

No.	御意見等の概要	県の考え方
全般		
1	こども、子育て世대에直接届く政策が必要。今までの政策は、間接的なものが多い。出生数、特殊出生率も何年も右肩下がり。子育て世代の経済的負担を、所得制限関係無く減らす事が持続可能なまちづくりに最重要。間接的な政策は不要。直接届く政策を。	いただいた御意見については、「2 安心して子育てできる社会づくり」において具体的施策「新たな子ども・子育て支援施策の支援」の「推奨事業や創意工夫等による新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村への支援」として各所に記載しています。 少子化を克服していくためには、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージごとの課題に対応した総合的な支援が必要であると考えており、令和6年度からライフステージにおける支援を大幅に拡充した総合的な支援に取り組んでいるところです。妊娠・出産支援、子育て支援、保育サービスの充実など、子育て支援施策の多くは、住民に身近な基礎自治体である市町村を中心に実施されております。 意欲はあるものの財政上の制約から新たな子育ての取り組みや制度充実に踏み出せない市町村もあることから、県内の市町村の子ども・子育て支援策や、保育士確保に関する施策を後押しするための県の交付金を令和6年度に創設したところです。
2	2024年度の公立高校の定員内不合格者の推移をみると文科省通知に反する結果となっている。一次選抜で61人、二次選抜を121人受検したのも驚きの数だが、18人も定員内不合格を出した。全日制高校への進学を絶たれ未来の子育て人数を減らしたも同じである。その結果、県教委が行った7月の進路希望調査では、その他（通信制等）が604人と年々増えてきている。はじめから全日制高校の受検をおさめている状況があるのであれば、課題である。公立高校入学者選抜実施要項において定員内不合格を出すことについての文科省通知を反映させることが、未来の子育て世대를支援することにつながる。貧困により少子化となっている原因は、政治や行政の責任もあるので考えてもらいたい。	文部科学省の事務連絡については、各高等学校に周知するとともに、令和6年度公立高等学校入学者選抜実施要綱の「選抜の方針」に「選抜は、高等学校の目的に照らし、各学校・学科の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を慎重に判定して行い、その理由が説明されることが適切であることに十分留意すること。」と記載したところです。 このような考えに基づき、県教委としては、定員に満たない学校・学科において希望者を受け入れることについて、県教委としても、学科併願や第二次入学者選抜を実施するなど、可能な限り就学の機会が確保できるよう努めています。 しかし、各学校では、高等学校の目的に照らし、それぞれの学校・学科の特色に基づき、教育を受けるに足る能力・適性等を慎重に判定しているところであり、学校に対して、一律に希望者を全員入学させるという指導は難しいところです。
3	子どもたちが生きやすい、そして意見表明権と社会参画権を行使するには、①学校の先生を増やす、②5教科以外の芸術科目の時間数増、③県博物館・図書館に予算をさいて充実した展示、所蔵にあて、④県立美術館の建設	①学校の先生については、国において定数改善が進められているほか、本県においても教員業務支援員等の支援スタッフの拡充を進めており、学校の指導・運営体制の充実に努めています。 ②学校では、学校教育法施行規則に基づき、各教科等や学年ごとに授業時数を適切に割り当て年間授業時数を定めています。その際、児童生徒・学校・地域の実態等を考慮し、教育課程全体のバランスを図りながら、学習指導要領に基づいて各教科等の教育活動を適切に実施するための授業時数を具体的に定め、適切に配当しております。 ③県立博物館では、自然史系の博物館として資料収集や調査研究、本県の豊かな自然を取り上げた幅広い展示等を通して児童生徒への学習情報の提供のための予算確保に努めています。また、図書館においては、利用者のニーズに応じた展示、所蔵に努めているところです。 ④県立美術館の建設 県では、これまで、県歴史・美術センター黎明館において、美術・工芸品の収集・展示を行うとともに、現代アート作品等を展示する「霧島アートの森」、奄美の自然を描いた画家、田中一村の絵画を展示する「田中一村記念美術館」を整備してきました。 これらの施設においては、特色ある常設展示や施設のコンセプトを生かした季節ごとの企画展を実施しており、学校の遠足や校外学習等で利用していただいているほか、土・日・祝の18歳以下の子どもの入館料の無料化も行っているところです。 このほか、県内には鹿児島市立美術館をはじめ、公立美術館が3館、民間の美術館が8館あり、それぞれ特色ある展示が行われています。 さらに、県内の美術館の収蔵品の相互貸借や施設が連携した企画展の開催など、県内の美術作品の有効活用が図られるよう、黎明館が中心となって県内の公立・民間の美術館10館において、収蔵品のデータベース化を進めています。 新たな県立美術館の設立については、以上のような状況も踏まえ、本県の文化振興の観点から、その必要性を整理し、明確にする必要があると考えています。
4	施策の意識啓発がどうしても必要であるなら、効果を数値化して示すべき、あいまいな成果報告はしない。啓発活動の効果がはっきりしないまま続けるくらいなら、現に困っている子どもへの具体的支援に予算をあてるべき。	いただいた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。 現に困っている子どもへの具体的支援については「第5章4-(3)児童虐待防止対策の充実」、「第5章4-(5)子どもの居場所づくり」、「第5章4-(8)子ども・若者の社会的自立の支援」に記載しています。
5	かごしま子ども未来プラン2025の意思決定のプロセスの可視化を求める。熟議と公開を前提とした議論を要求する。	本プランにつきましては、学識経験者、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業の従事者等で構成される「県子ども・子育て支援会議」における様々な議論等を踏まえ策定を進めております。 同会議については、一般の方の傍聴を認めるとともに、報道機関へも公開して開催してきており、また、同会議で使用した資料については、県のホームページで公開しております。

No.	御意見等の概要	県の考え方
6	鹿児島県は自然豊かな土地である。多様な体験活動の機会の提供という観点からプレイパークを作ることは可能か？教育者が公園にいて、森の遊びのように子どもが遊べて学べるプレイパーク。児童館の代わりに也成了り、教育にもなる。豊かな自然を活かしてとても豊かな鹿児島県という場所を活かしてプレイパーク先進県の取り組みを強く要望する。	県では、吉野公園や吹上浜海浜公園など、市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を満たすことを目的とした公園を設置しています。 いただいた御意見は、プランの「2 安心して子育てができる社会づくり」「(2)地域における子育ての支援」「⑥多様な学びや体験、活躍できる機会づくり」の実施にあたり参考とさせていただきます。 また、県有施設として「県民の森」「照葉樹の森」があり、子どもを含めた多くの県民に、森林にふれあう機会を提供しています。
7	自然豊かな鹿児島県。雄大な桜島と錦江湾。昨今の環境問題、SDGsへの取り組み、カーボンニュートラル2050、日本における有権者教育の遅れ、若者の投票離れ等々日本社会は問題山積みである。自然豊かな鹿児島ならではの環境問題啓発と、環境問題は政治課題であることの啓発することに意味があると思う。この鹿児島から学校現場や施設での環境保護政策の啓発活動、そして自然を守るための有権者教育を強く求める。	いただいた御意見については、「3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「(5)郷土教育の推進」の具体的施策「多様で恵み豊かな環境の保全と活用の推進」に、自然保護思想の普及啓発のほか、生物多様性や世界自然遺産などの学習機会の提供等に取り組む旨を記載しました。 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、県地球温暖化対策実行計画に基づき、学校等における環境学習の推進など、県民や事業者等における気運の醸成、理解の深化を図るとともに、県民や事業者、行政が連携・協力して、地球環境保全のための具体的な実践活動に自主的に取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進しています。 学校における環境教育は、学習指導要領に基づき、理科などの各教科や総合的な学習の時間等の中で、地域の実態を踏まえながら環境教育に関わる内容を学習しています。 また、主権者教育は、児童生徒が主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を育もうとするものです。 高校においては、総合的な探究の時間などにおいて、地域に関わる問題等について、生徒自らが課題を設定し、解決に向けた探究活動を行っているところです。 小・中学校においては、社会科や家庭科、道徳等の学習指導要領で示された内容を中心に、教科相互の関連を図りながら指導の充実を図っているところです。 児童生徒が主権者として求められる力を身につけることができるよう、主権者教育の充実に向けて取り組んでまいります。
8	少子化が社会問題で課題である事は理解できるが、今、現在子育てをされている方の生の声を聞く場（アンケートやしゃべる場）が一番大切だと感じる。	本プランにつきましては、有識者等で構成される「県子ども・子育て支援会議」における議論等を踏まえ策定を進めております。 同会議の委員には、学識経験者や子ども・子育て支援事業の従事者に加え、公募で選ばれた方2名を含む子どもの保護者4名の方にも就任いただき、子育てをされている当事者の立場からの御意見をいただいているところです。 なお、本プラン策定に先立ち、18歳以上を対象にした県民意識調査を実施し、育児などに関する県民の考えなどを把握したところであり、加えて、今回初めて、20代までの子ども・若者からの意見を募集し、いただいた意見もより多くプランに反映できるよう努めているところです。
9	不登校を息子達が経験して感じる事は、不登校担当の先生が忙しすぎて手がまわらず、支援が行き届かないのが現状である。教師とは別枠の専門の担当の先生を増やしていく施策も今後必要になっていくと感じている。経験して感じるのは、まずフォローすべきは母親である。学校からは、不登校の状況やフォローは先生方は日々忙しくされており、相談までには乗れない状況だと思ふ。私はちなみに不登校専門カウンセラーさんの力を借りて、何とか命をつなげてもらえた。経験したカウンセラーさんの配置は大切な事だと思う。	不登校児童生徒の保護者への支援について、県教委では、「不登校支援ガイド」を作成し、子供の状態に応じた関わり方を例示したり、教育支援センターやフリースクール等を掲載したりするなど、保護者が適切な情報や支援を得られるようにしているところです。 スクールカウンセラーの配置については、本年度の年間総派遭回数を増やすなど、教育相談体制の更なる充実を図っております。また、「かごしま教育ホットライン24」の電話相談窓口や県総合教育センターが実施している来所相談の案内を周知しております。 今後も関係機関や相談窓口等の適切な情報を提供するとともに、保護者が不安や心配事を相談できる体制の充実を図ってまいります。
10	学校の宿題をなくしてほしい。宿題が終わらず、友だちと遊べない姿をみかける。	宿題は、学校の授業で学んだ内容を定着させるための復習や家庭における学習の習慣を身に付けることなどを主な目的としており、宿題の量や内容、頻度については、各学校において適切になされていると認識しているところです。その際、教員間で情報共有を図りながら、児童生徒一人一人の学習状況に応じて調整しながら適切になされていると認識しています。
11	土曜登校日を無くして欲しい。地域・家庭でのコミュニケーションの時間が取りにくくなる。	土曜授業については、各市町村教育委員会が学校管理規則等で定める方針に基づき、各学校において土曜日に行う利点がある授業等の具体的な実施内容等について決定しているところです。
12	金管バンドや部活の活動をもう少しゆるやかにして欲しい。厳しい先生の下だと休みも少ないし、休みたいと言えない。	中学校、高等学校の部活動において、本県では、鹿児島県部活動の在り方に関する方針の「適切な休養日等の設定」において、学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。長期休業中の休養日の設定については、学期中に準じた扱いを行う。また、1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うと定め、指導しているところです。県内の各中学校においては、学校長の管理の下、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により適正に運営されていると承知しているところです。 県立高校の部活動については、職員の業務改善の一環で、土日のいずれかは休みとするよう指導しているところです。

No.	御意見等の概要	県の考え方
13	放課後、学校校庭の使用を自由にさせてほしい。	県立高校における放課後の校庭使用については、各部活動が使用しているところであり、本県においては、鹿児島県立高等学校及び特別支援学校体育施設開放実施要綱に基づき、小中学校においては各市町村が定める要綱に基づき、体育館やグラウンド等の体育施設等を県民に開放しています。
14	福祉館の利用をもっと広く開放してほしい。	御意見の内容は、関係市に共有させていただきました。
15	この意見書自体の書き方がむずかしい。市民が意見を出しやすい内容にしてほしい。	パブリック・コメント制度は、県民参加による開かれた県政を推進することを目的として、県民の皆様から意見を募集しておりますので、当該趣旨につきましてご理解いただければと思います。
16	小学校と中学校の緊密な連携を図りますと書いてあるが、その連携や話し合いの場に当事者の子供がいないのが問題だと思う。	小中連携の一環として、中学校の体験入学や相互乗り入れ授業などにおいて、児童生徒が参加したり、個々の児童生徒の実態を把握するなどしているところです。 今後も引き続き子供の実態を把握するための取組を促していきます。
17	学校、家庭、関係機関が一体となった取組の推進とあるが、現状ではほど遠い状況だと感じる。	児童生徒への支援に際して、学校が家庭や専門家、関係機関等との連携により、それぞれの役割や専門性を生かした支援につなげることは必要なことと考えています。 学校においては、担任のみならず、管理職はもとより、生徒指導担当者、教育相談担当者等がコーディネーターとしての役割を果たしチームで取り組むことで、連携の充実が図られるとともに、1人で悩まずに教員の負担軽減にもつながると考えています。
18	意見が反映されたこのプランが決定する前に確認することはできるのか。	策定された本プランについては、県ホームページで入手・閲覧ができるようにする予定ですが、検討中のプランの公開等は予定しておりません。
19	「かごしま子ども未来プラン2025」は誰のためのプランなのか分からない。子どものためのプランと思って読んだが、結婚・出産・子育てなど、半分以上大人のためのプランではないかと感じた。	本プランについては、上位計画である「かごしま未来創造ビジョン」やこども大綱の目指す「こどもまんなか社会」の考え方を念頭に、学識経験者、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業の従事者等で構成される「県子ども・子育て支援会議」における議論を経て、施策の方向、基本施策、具体的施策等の構成を考えたところです。 また、策定に当たっては、20代までの子ども・若者から「あなた自身が鹿児島県であなたらしく成長するために望むこと」、「将来、あなたが鹿児島で結婚、妊娠・出産、子育てするために望むこと」について意見を募集したところであり、いただいた意見もより多くプランに反映できるよう努めているところです。
20	税金の使途として啓発も大切なことだが、「子どもの最善の利益」のために使ってほしい。子どもの意見を聴くためのアドボケイトの養成や派遣など	本プランは、県の子ども・子育て関連施策を総合的に推進するための指針となるものです。基本理念や基本目標に基づく5つの施策の方向に沿った様々な具体的施策に取り組むことで、結婚、妊娠の希望が叶い、安心して子どもを出産し、健やかに育てられる環境づくりや、家庭の経済状況等にかかわらず、それぞれ夢に向かって希望を持ちながら挑戦できる社会の実現を目指してまいります。
21	家庭生活支援員の手続きをもっとしやすく、早く来てもらえるように要件をゆるめてほしい。	いただいた御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
22	インターネットの環境整備について。小中学生のタブレットの授業は学習面の効果より友だち関係の構築（イジメ・承諾なく撮られる他）や視力の低下、ブルーライトが睡眠の質の低下、身体への影響があるのでやめてほしい。	授業におけるICTの活用は、情報化が加速的に進む中で、Society5.0時代を担う児童生徒に対して「情報活用能力」を育み、「使われるのではなく、使いこなせるようになる」必要があることや、多様化が進む子供たちへの個別最適な学びを実現する必要があることなど、多くの教育課題に対して極めて大きな役割を果たし得るものと考え、県教委では学校における教育の情報化を進めております。 ネット上で起きる問題は現実の関係の中で潜在的に存在するものであり、その解消も図っているところですが、ネット上でのマナーやプライバシーの重要性を教えたり、デジタル社会における様々なリスクやトラブルを回避し、一人一人が適切で責任ある行動規範を身に付けていくことなどのデジタルリテラシーの育成も、学校においては行われているところです。 また、視力の低下やブルーライトの影響については、適切な使用時間の管理と休憩の取り方について、文部科学省の「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」や県総合教育センターが作成した教材を各学校に周知し、学校での取組や児童生徒、家庭への啓発に活用できるようにしております。 今後も学校への情報提供や家庭に向けた啓発に努めてまいります。

No.	御意見等の概要	県の考え方
23	文化、芸術などにも力を入れ（主要３科目だけでなく）授業時間の確保、子どもの生きる力をはぐくんでほしい。授業の中で、美術館、博物館、音楽ホール、舞踊、演劇、ダンスなど課外授業を多く持ち、しかもその内容説明もしてほしい。子ども達から感想を自由に引き出す工夫をしてほしい。	学校では、学校教育法施行規則に基づき、各教科等や学年ごとに授業時数を適切に割り当て年間授業時数を定めています。 その際、児童生徒・学校・地域の実態等を考慮し、教育課程全体のバランスを図りながら、学習指導要領に基づいて、美術や音楽を含む各教科や学校外での学習等の教育活動を適切に実施するための授業時数を具体的に定め、適切に配当しております。
24	遊びでの活動（例えば、キャンプなど１学期に１回とか）を通して生きる力を培うことを日常的に行ってほしい。	学校では、学校教育法施行規則に基づき、各教科等や学年ごとに授業時数を適切に割り当て年間授業時数を定めています。 その際、児童生徒・学校・地域の実態等を考慮し、教育課程全体のバランスを図りながら、学習指導要領に基づいて各教科や宿泊学習などの学校外での学習等の教育活動を適切に実施するための授業時数を具体的に定め、適切に配当しております。
25	生徒会とか、子どもたちが話し合って自主的にクラス運営をしてほしい。討論する授業をつくってほしい。	各学校では、学級会や生徒会（児童会）などの特別活動の授業において、集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるような活動も行います。 また、「学習者主体の授業」によって、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組を推進しております。
26	パブリックコメントに意見すること自体が敷居が高い。	パブリック・コメント制度は、県民参加による開かれた県政を推進することを目的として、県民の皆様から意見を募集しておりますので、当該趣旨につきましてご理解いただければと思います。
27	素案、施策が結婚～子どもの成長の時系列に並んでいるだけのように見える。基本理念の表現「全ての子ども・若者が幸せを感じながら生活できる鹿児島を目指して」にしては？全ての子どもが一個人として意見や存在を尊重される社会、子どもと向き合う大人の役割、若者が安心して子どもを生み育てたいと思えるような社会情勢と賃金up、未来が明るいと思える地域づくり	基本理念、基本目標については、本プランの上位計画である「かごしま未来創造ビジョン」やこども大綱の目指す「こどもまんなか社会」の考え方を念頭に、学識経験者、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業の従事者等で構成される「県子ども・子育て支援会議」の議論を経て決定したところです。 県としては、この基本理念、基本目標のもと、本プランに盛り込む様々な子ども・子育て関連施策を推進してまいりたいと考えています。
28	インクルーシブ教育は、一生涯における支援対策を。特別支援の必要な子は、学校卒業後からの方が長い（親亡き後も含め）。	鹿児島県障害者計画（第５次）において、生涯を通じた多様な学習活動の充実の取り組みを施策として位置づけており、同計画に基づいて取り組んでいくこととしています。
29	ヤングケアラー支援の具体案の明記とビジネスケアラーへと継続されていく現状把握を。	国は令和６年６月に、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、ヤングケアラー支援の対象年齢を「こども期（１８歳未満）」に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね３０歳未満を中心としているが、状況等に応じて４０歳未満の者も対象となり得る。」としています。 また、１８歳以上のヤングケアラーの支援についても、子ども・若者総合相談センター等を１８歳以上のヤングケアラーへの対応を中心的に行う主体とする、ヤングケアラー・コーディネーターを配置するなどが考えられるとしています。 県では、福祉、介護、医療、教育等の関係者向けの研修会、関係機関と支援団体等のつなぎ役となるヤングケアラー・コーディネーターの「かごしま子ども・若者総合相談センター」への配置、ヤングケアラーが気軽に悩みや経験などを共有できる場としてのオンラインサロンの設置・運営を実施し、こども期だけでなく、若者期も対象として、ヤングケアラーを切れ目なく支援する体制を構築しています。
30	子どもが低学年のうちから、作文をたくさん書かせてほしい。書くことによって、自己分析をし、自分をみつめ、自己を高め、言葉を知ることになると思う。	小・中学校においては、学習指導要領に基づき、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等の育成に努めているところであり、各学校や児童生徒の発達の段階に応じて作文等の書く力の育成に努めているところです。
31	制服・体育服の刺しゅう廃止、制服のリサイクル 学校指定品を減らし市販品でも可としてほしい。 通学くつ うわばき スリッパ等	学校における学用品の選定や見直しについて、児童生徒及び保護者が学用品を購入するに当たり、その経済的負担が過重なものとならないよう引き続き周知してまいります。 なお、学校が入札等の方法で学用品を指定することにより、児童生徒及び保護者に対して安価で良質な学用品を提供することは、保護者の経済的負担の軽減につながると考えられます。

No.	御意見等の概要	県の考え方
32	県内の子どもを遊ばせることが出来る施設の無料化 雨や灰の日に行く所がない。	いただいた御意見も踏まえ、第5章「2 安心して子育てができる社会づくり」「(2)地域における子育ての支援」「⑥多様な学びや体験、活躍できる機会づくり」「ア 遊びや体験活動の推進」に具体的施策「子どもや子育て中の保護者の文化芸術活動の促進」を追加しました。 県では、現在、「県文化芸術推進基本計画」において上記施策を掲げ、この中で県文化施設における18歳以下の子どもの土・日・祝日の入館料の無料化や子ども向けの体験講座、また、宝山ホールやみやまコンサールの自主事業における子どもの無料招待、親子で楽しめる無料コンサートをはじめ、様々な取組を通じて子どもや親子が文化芸術に触れられる環境づくりに努めているところです。 また、県立博物館本館については、無料で利用できます。（有料である別館のプラネタリウム使用料については、土日祝日における県内の小・中・高・特支の児童・生徒等は無料としています。） また、上野原縄文の森は、土日祝日における県内の小・中・高・特支の児童・生徒等の入館料は無料としています。
33	児童扶養手当の申請を土日や夜間オンラインで受け付けてほしい。ひとり親家庭は有給休暇が足りない。	いただいた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
34	子どもサポートタクシーやキッズタクシー（福岡市等）があればよい。 通学時間の車両数を増やしてください。公共バスやＪＲが減便になり困る。（県立高のスクールバス等）	県では、県地域公共交通計画を策定し、高校生等の移動手段の確保について、行政、事業者、教育委員会等の関係者が協議し、地域の移動ニーズに応じた適切な運行形態が選ばれ、確保されるよう努めることとしております。 通勤通学等に利用されるバス路線について、広域的・幹線的なバス路線については、国と連携して運行費を助成し、国庫補助の要件を満たさないバス路線等について、市町村と連携して運行費を助成する形で維持を図っているところです。 県立高校生の通学については、今年度、緊急時限的な取組として、路線バス等の減便・廃止の影響により、定期代の負担が増加した生徒に対して支援を行っているところです。 高校生の通学手段確保については、地域公共交通に関する協議の場などを通じて関係者と引き続き連携を図ってまいります。
35	リモート授業、別室登校、学校以外のフレンドシップ 教師ＯＢ以外の相談員や心理カウンセラーによる継続的なカウンセリングを。	不登校児童生徒のオンライン学習について、1人1台端末を活用した学習支援が進められております。県教委においては、引き続き活用が進む市町村の取組事例を学校に周知するなど、希望する不登校児童生徒へのオンラインを活用した学習支援を促してまいります。 校内教育支援センターや市町村教育委員会が設置している教育支援センターについては、現在、教員や、国の事業又は市町村独自の事業で確保した支援員等が、個のニーズに応じた学習支援や相談への対応を行っております。県教委においては、国の事業の状況を引き続き注視しながらそれらの設置がすすむよう市町村教育委員会に促してまいります。 教育相談体制については、スクールカウンセラーの本年度の年間総派遣回数を増やすなど更なる充実を図っております。今後も不登校児童生徒や保護者が不安や心配事を相談できる体制の充実を図ってまいります。
36	高校へのキッチンカーを。朝課外の廃止を。教科書を学校に置かせてほしい（かばんの重さ15kg）。	生徒の昼食については、各学校が業者と契約等を行い提供しているところです。 朝課外については、生徒や保護者の要望に応じて各学校が必要に応じて実施していると考えています。県教委としては、朝課外は学力向上のための取組であると認識していますが、教育課程外であるため、実施に当たっては、生徒の希望や従事する教員の意向等を十分踏まえて判断するよう指導しているところです。 教科書の取扱いについては、自宅での学習において、使用されることから学習指導上の理由で持ち帰るよう指導しているところです。また、学校に教科書等の私物を置くことについては、各学校で対策等を行ってはいるものの、盗難の恐れがあることから、許可していない学校もあると考えています。

No.	御意見等の概要	県の考え方
37	男性の育児休暇期間も調べてほしい。また育休、育児短期を鹿児島県のどれくらいの事業者がしてないのか知りたい。両立が難しいが多いのが解決のポイントだと思う。お金がかかるのもリアルである。オのグラフはこれだけでよいくらい解決策があらわれてる大事なグラフ。機運の醸成はこういうことじゃないのではないかと、もう少しほかにアイデアはないか。ゆとりがある、ふつうが多くてびっくりした。地域ごとのデータはないか。「ない」の7割にもびっくりした。実質賃金は下がり続けているのに、なぜ。自殺が全国より多いのが大事な点じゃないか。保育士の賃金が安いのが問題なのにいつ変えるのか。ヤングケアラー、本人たちは自分がそうだと気づかないので、病気の家族がいるなど本人以外の人が出たデータはないか。教員に自分のクラスにいる、そうかもみたいなデータ。ほんとに貧困が解消され、みんなが安心して働き、こどもにふれあう余裕があることが大事でこども食堂がないことが理想だと思うが、社会で育てるなどいろいろなよい役割もはたしている。あまりにもこども食堂が出てくるので、支援は大事だが、本来の公務員の役割を子ども食堂に任せすぎないように願う。認定子ども園の本来の目的はこれですね、1号の子がきたら補助がでて保育園経営が楽になるとかじゃないですか？認定子ども園になってから両親とも働いてるのに2号の人に保育園から頼まれて1号になってくださいといわれてる方が何人もいます。また1号が入所してくれるように1号の人だけ遠足につれてったり、英語活動をしたり特別なことをしている。同じ施設で特別枠をつくることで保育士の休憩がとれず、働くのが大変な原因になっている。子どもたちを差別するようなプログラムにならないようにしてほしい。市町村で場所ガチャにならないように、もう少し県で取り組みないか。監査のやり方を労働の専門家、施設管理など書類以外の点を見たり、ハラスメントがないか働く人にアンケートしたり、もっと鹿児島県全部の施設がよくなるよう改善できないか。放課後児童クラブの支援員の研修を県内3か所から増やしてほしい。または、全市町村で市の施設内でズームで実施し、鹿児島県全部の研修率をあげてほしい。なら特別支援学級に在籍する子を通常学級でカウントしないを鹿児島県はやめるべき。保護者負担がきついの、非課税世帯、多子世帯だけじゃないので基準を下げてほしいし、どうしたらこれを受けられるのかちゃんと知らせてほしい。主権者教育といいながら高校生が学ぶことを妨げている学校が多い。選挙前には高校で公開討論会を行う、候補者について知る会など行うのもう一步ふみこんでほしい。食育というわりに地産地消は限られているし、オーガニック給食も少ない。安心安全に食べられるようにしてほしい。給食費を鹿児島県は一律無償化にしてほしい。子ども食堂も大事だが、まず第一、第二の場所の整備をお願いしたい。チャレンジかごしまいいが、苦手な子、プレッシャーを感じる子がいることも忘れないでほしい。県立高校の同窓会とかPTAでの冷暖房はやめて、県のお金でしてほしい。特別支援学級に在籍する子をカウントしないをやめてほしい。支援学級にいるため、複式学級が解消されない、40人以上のクラスになってしまうなどずっとおきている。支援の子、クラスの子、先生にとって大変すぎる。包括的性教育をいれてほしい。結婚しなくても子供をうまなくても個人の判断であることも忘れないでほしい。毎月第三日曜の家庭の日にするなら部活、少年団の試合、練習をいれないよう周知がたりない。家庭が苦しい子もいるし、家庭がつらい親もいるから家庭が強調されすぎないように注意も必要。環境レター、こども環境大臣もいいが、個人に重い責任を負わせないように、鹿児島県学校全体でできるものに変えられないか。今月はゴミ袋を減らすとか、エネルギー調査をすとか。放課後児童クラブはあまりにも整備やお金の流れがわからなすぎる。国の補助金を鹿児島県で働く支援員全員がうけとれるよう県は市町村に確認をしてほしい。お金がありある程度の安心した環境にある子以外の方が挑戦できるように広報したり、お金がいらぬようにしてほしい。貧困にいてるのは、ひとり親世帯だけではない。親が二人いたり、年収300万から400万程度でもすでに苦しく困っている。弱者を助けるのはあたりまえだが、「まだ困ってる人はいるんだから」と苦しい人たちを支援しないことは断念をまねく。いろいろ支援策があるのは大事だが、鹿児島県の子どもたちの大学生までは教育費無償化します！くらいの、一律に安心して生きられる策に変えてほしい。今よりずっと未来につながると思う。魅力ある保育環境を早急をお願いしたい。鹿児島県どこにいても保育士なら公務員並みに給料があるようなシステム、または最低賃金1500円などできないか。小さな施設が多く、組合もつくりにくい、声をあげにくい。休憩もとれず、疲弊している。なぜ、みなさんが働いている間に命を預かっていろいろ教えて、保育してる保育士が最低賃金なのか、何かあれば責任をとられるのに、保育士を県は守らなすぎる。就学援助費を鹿児島県全員の子供にください。雇用主次第で、全然働き方がよくならない。認定するだけでなく、当たり前になるようにしてほしい。なぜ環境をよくしていける場所があるのに、悪いところはずっと悪いのか、鹿児島県全部で改善できるよう願う。鹿児島県のこどもの環境がよくなるには、県内一律の支援と、保育士の10万程度じゃない処遇改善、働きかたを事業者がもっと真剣に取り組めるようにすることだと思う。まずは給食費の無償化からしませんか。	御意見の内容につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。
38	国が策定した「こども大綱」の基本方針では、まずこども・若者を権利の主体としているところから始まり、次にこども・若者・子育て当事者の視点となっている。「かごしま子ども未来プラン2025」の施策の方向性は、子育て当事者について先に触れているので、順番を入れ替えて、「こどもたちが未来に希望を持てる社会づくり」を1番に持ってくるべきと考える。	本プランについては、上位計画である「かごしま未来創造ビジョン」やこども大綱の目指す「こどもまんなか社会」の考え方を念頭に、学識経験者、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業の従事者等で構成される「県子ども・子育て支援会議」における議論を経て、基本理念、基本目標を決定した上で、施策の方向、基本施策、具体的施策等の構成を考えたところです。 県としては、「県子ども・子育て支援会議」で了承いただいた現在の構成に基づき、本プランに盛り込む様々な子ども・子育て関連施策を推進してまいりたいと考えています。
39	家庭の可処分所得が増えれば解決することが多いと思う。国が財政政策、経済政策を方向転換しないと、根本的な解決は難しい。	本プランは、県の子ども・子育て関連施策を総合的に推進するための指針となるものです。基本理念や基本目標に基づく5つの施策の方向に沿った様々な具体的施策に取り組むことで、結婚、妊娠の希望が叶い、安心して子どもを出産し、健やかに育てられる環境づくりや、家庭の経済状況等にかかわらず、それぞれ夢に向かって希望を持ちながら挑戦できる社会の実現を目指してまいります。

No.	御意見等の概要	県の考え方
40	「男女共同参画」が子どもにとって幸せなのか？「お母さん業」をもっと評価すべき。家にお母さんがいれる時間が長いと、こどもの発達にいい影響があると推測される。手作りのご飯、地域とのつながり、子どもをみる心のゆとり。働きたい方は、働けばいい。そうではなく、ほとんどの母親が経済的な理由で働かざるを得ない状況なのではないか。こどもを取り巻く環境が年々悪化しているようにデータではみてとれるが、表層的に表れているものにとらわれず、本質に焦点をあてて議論しないと現実は何も変わらないと思う。	御意見の内容につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。
41	鹿児島子ども未来プランは、子どもの権利条約に基づいたものであってほしいと思う。その点で、まず、子どものための施策を基本理念に置いてほしい。乳幼児からの演劇鑑賞体験の推進を願う。特にベビーシアターは演者が観客に関わりを持ちながら上演される。親子の触れ合い、この時期に必要な感覚器官への刺激で発達を促すほか、早期からデジタルツールに触れることを防ぐ効果もある。その他、演劇は鑑賞も演じる体験もいじめ対策、コミュニケーションアップなど様々な効果が言われているので、演劇教育が広がることを希望する。素案全文を読みやすい公民館などに置いてほしい。	かごしま子ども未来プランの基本理念、基本目標については、本プランの上位計画である「かごしま未来創造ビジョン」やこども大綱の目指す「こどもまんなか社会」の考え方を念頭に、学識経験者、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業の従事者等で構成される「県子ども・子育て支援会議」の議論を経て決定したところで、 県としては、この基本理念、基本目標のもと、本プランに盛り込む様々な子ども・子育て関連施策を推進してまいりたいと考えています。 なお、策定したプランについては、冊子を県地域振興局・支庁や市町村に複数部数配布する予定であるほか、県ホームページでも公開するなど、広く県民が閲覧できるよう工夫してまいります。 乳幼児からの演劇鑑賞体験の推進については、いただいた御意見の趣旨を踏まえ、第5章「2 安心して子育てができる社会づくり」「(2)地域における子育ての支援」「⑥多様な学びや体験、活躍できる機会づくり」「ア 遊びや体験活動の推進」に「子どもや子育て中の保護者の文化芸術活動の促進」を追加しました。 県では、現在、「県文化芸術推進基本計画」において上記施策を掲げ、この中で子ども向けの鑑賞事業に対する助成や宝山ホールやみやまコンセルの自主事業における親子で楽しめる無料コンサートをはじめ、様々な取組を通じて子どもや親子が文化芸術に触れられる環境づくりに努めているところです。 いただいた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
42	人権活動に関する啓発活動の推進は、人権同和対策課だけでなく、0歳から18歳までの子ども達の育ちに関係する課・企業への啓蒙に関係する課・地域への啓蒙に関係する課など、子どもを取り巻く環境のすべての課でお願いしたい。	人権同和対策課は、本県における人権行政の総合調整を所掌していることから、担当課として記載しているところであり、いただいた御意見のとおり、子ども・若者の人権に関する啓発活動は、子ども・若者を所管する全ての部署が互いに連携しながら推進してまいります。